

3 公益社団法人山形県私学退職基金社団事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	公益社団法人山形県私学退職基金社団事業費補助金			
所管部課	総務部学事文書課			
創設年度	昭和 42 年			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	私立学校に勤務する教職員の福祉を増進し、私立学校教育の振興を図るもの			
補助対象事業の概要	公益社団法人山形県私学退職基金社団が、県内私立学校に対し、退職した教職員への退職金に係る資金を給付する事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	公益社団法人山形県私学退職基金社団事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県私学退職基金社団			
補助金等の算出方法	平成 30 年度における退職事業積立資産の積立額又は 94,695,000 円(平成 30 年度当初予算額)のいずれか低い額 (平成 30 年度当初予算額の積算) 会員の標準給与月額(平成 29 年 10 月 1 日現在) ×12 月×補助率 17.6/1,000			
補助対象経費	退職事業積立資産の積立に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	89,650	91,080	94,695	95,416
決算額	89,650	91,080	94,695	—
(財源)				
一般財源	89,650	91,080	94,695	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	89,650	91,080	94,695	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	退職事業引当金(会員がすべて退職した場合に必
-----------	------------------------

	要な退職金の額) に対する退職事業積立資産の充足率			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	42.6%	41.8%	43.7%
	成果実績	42.6%	41.8%	43.7%

(監査の結果)

(1) 達成すべき成果指標の再検討について

補助金交付による効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定する必要があり、当該指標の設定により、補助金交付の有効性や必要性の検証が可能となる。

当補助金については、達成すべき成果指標として、退職事業引当金(会員がすべて退職した場合に必要な退職金の額)に対する退職事業積立資産の充足率を掲げている。この場合、会員がすべて退職するということを前提にした成果指標となっており、私立学校に勤務する教職員の福祉を増進し私立学校教育の振興を図るという、当補助金の目的から相反する成果指標となっている。

確かに、退職した私立学校教職員への退職資金の造成を図るとともに、健全財政を確保するためには、退職事業引当金に対する退職事業積立資産の充足率を高く維持しておくということは非常に重要なことである。

しかし、それは交付先である公益社団法人山形県私学退職基金団の運営上の目標であって、補助金交付による効果を測定するための成果指標としては馴染まない。むしろ、公益社団法人山形県私学退職基金団が会員の退職資金の造成を図りつつ、健全財政を確保することで、会員の勤続を奨励するとともに、待遇の安定と改善が図られ、結果として優秀な教職員の確保と定着につながり、本県私立学校教育の振興を図るという当補助金の目的が達成されるものと考えられる。

例えば、「教職員の離職率」というような指標を当補助金の達成すべき成果指標とすることを検討されたい。【意見】

4 山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合補助金
所管部課	総務部税政課
創設年度	昭和 59 年
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 10 年度、平成 11 年度、平成 12 年度、平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度

補助金等の目的	軽油引取税の特別徴収制度の適正かつ円滑な推進を図るもの			
補助対象事業の概要	(1) 納税推進事業 軽油引取税の特別徴収義務者及びその他の石油製品販売業者に対する特別徴収制度の周知及び期限内申告納入の指導に関する事業 (2) 消費者啓発事業 消費者に対する軽油引取税の広報活動に関する事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合			
補助金等の算出方法	補助事業に要する経費の合計額又は 500 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	納税推進事業及び消費者啓発事業に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	500	500	500	500
決算額	500	500	500	—
(財源)				
一般財源	500	500	500	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	500	500	500	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	—	—
成果実績		—	—	—
成果目標を設定していない理由	数値目標を設定することが困難なため			

(監査の結果)

(1) 補助金交付の効果測定に係る成果指標の設定の検討について

補助金交付による効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定する必要があり、当該指標の設定により、補助金交付の有効性や必要性の検証が可能となる。

当補助金については、具体的な成果指標は特に設定していない。県では、当補助金は、軽油引取税に係る適正な申告制度の維持と不正軽油事案の発生防止に大きく貢献しており、軽油引取税の特別徴収制度の適正かつ円滑な推進が図られていると考えてはいるが、補助事業の内容が主に啓発活動であり、具体的な成果指標を設定し効果測定することは困難と考えている。

しかし、補助金交付による費用対効果を重視する観点からは、原則として補助効果測定のための成果指標を調査・設定し、補助金交付による効果の把握に努める必要がある。

県は、補助金の交付により補助目的が達成又は推進されたことを具体的に示す成果指標を設定する、あるいは直接の補助効果を把握することは困難であっても、間接的・部分的に補助効果を示すと考えられる成果指標を設定し、補助金交付の有効性・必要性について検証していくことが望ましい。【意見】

5 山形県運輸事業振興助成費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県運輸事業振興助成費補助金
所管部課	企画振興部総合交通政策課
創設年度	昭和 52 年
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	公共輸送機関の輸送力の確保及び輸送コストの上昇抑制等を図るもの
補助対象事業の概要	(1) 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を行う者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業 (2) 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業 (3) 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業 (4) 特定運輸事業の適正化に関する事業 (5) 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施

	<p>設の設置又は運営に関する事業</p> <p>(6) 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業</p> <p>(7) 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。）</p> <p>(8) 全国を単位とする一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第38条の規定による改正前の民法第34条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）であって(1)から(7)に掲げる事業を行う者に対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業（当該一般社団法人が出えんを行う者を社員とする場合に限る。）</p>			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	運輸事業の振興の助成に関する法律 山形県運輸事業振興助成費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	一般社団法人山形県バス協会 公益社団法人山形県トラック協会			
補助金等の算出方法	補助対象事業の実施に要する経費又は166,000千円のいずれか低い額			
補助対象経費	補助対象事業の概要に掲げる事業に要する経費ただし、(1)から(6)の事業に要する経費については、4月1日以降の事業に係るすべての経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	175,000	164,000	166,000	172,000
決算額	175,000	164,000	166,000	—
(財源)				
一般財源	175,000	164,000	166,000	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	2	2	2	—
決算額÷交付先数	87,500	80,500	83,000	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	一般社団法人山形県バス協会、公益社団法人山形県トラック協会所属車両の登録台数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	対前年比 95%以上	対前年比 95%以上	対前年比 95%以上
	成果実績	99.44%	100.60%	100.30%

(監査の結果)

(1) 事務執行チェックシートによる事務の執行管理について

県では、緊急プログラム (No. 1 「職員診療所運営費補助金」参照) に基づき、条例・規則の改正等に係る事務や補助金等の交付関連事務など所属長が指定する重要な事務について、適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延等の防止を図るため、「事務執行チェックシート」を作成し、当該事務の執行状況を点検・管理することとしている。

平成 30 年度の当補助金に係る事務の執行に関する資料を閲覧したところ、「事務執行チェックシート」は作成されておらず、かつ、当該チェックシートに代わる取組みや自主的なツールの使用についても特になされていない。

事務執行チェックシートは、事務の執行状況について、事務主任者及び業務総括者が適時に点検・管理することにより、適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延防止を図ることを目的するものである。

県は、県政に対する県民の信頼に応えられる正確かつ迅速な事務処理体制の構築を図るため、事務執行チェックシートを作成し、適時、適正な事務の執行管理に努めるべきである。【指摘事項】

6 食の安全フォーラム開催費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	食の安全フォーラム開催費補助金
所管部課	食品安全衛生課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 17 年度
補助金等の目的	食の安全フォーラムの恒常的な開催を目的とする。
補助対象事業の概要	食の安全・安心の確保に係る的確な情報提供及び

	関係者間の相互交流等の場として、食品関連事業者、関係団体、一般県民を対象とした講演や意見交換会等を実施する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度食の安全フォーラム開催費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県食品衛生協会			
補助金等の算出方法	当該事業に要する経費に相当する額または 225 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	「食の安全フォーラム」の開催に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	225	225	225	225
決算額	225	225	225	—
(財源)	一般財源	225	225	225
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	225	225	225	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	アンケート結果 (満足度)		
目標値及び成果実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値	—	—	100%
成果実績	—	—	93.5%

(監査の結果)

該当なし

7 再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金
所管部課	環境エネルギー部エネルギー政策推進課
創設年度	平成 24 年度

終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 30 年度まで毎年のように見直しを行っている。 発電事業ごとの普及率や社会情勢の変化等を受け、太陽光発電を平成 28 年度で除外し、バイオマス発電を平成 29 年度で除外した。 また、補助割合についても平成 29 年度までは 10 分の 10 が補助対象だったところ 2 分の 1 に縮減し、対象とする事業者も県内に本社を有する者(当該事業のために新たに設立された特定目的会社等の場合は、県内に本社を有する企業又は団体、県内自治体、県民等の出資割合が 2 分の 1 以上の場合に限る)に限定した。			
補助金等の目的	民間の再生可能エネルギーの導入事業を促進するため、事業者が金融機関から山形県商工業振興資金を借り入れた場合に利子補助金を交付するもの			
補助対象事業の概要	補助事業者は、山形県商工業振興資金の融資を受けて、県内で再生可能エネルギー発電設備又は再生可能エネルギー熱利用設備の導入を行う事業者で、資金について金融機関と締結した貸借契約による約定償還元金を償還し、かつ、約定利子を支払っている者である。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県再生可能エネルギー発電事業等資金利子補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	地域資源開発(株)、(株)鶴電工業、(株)マツイ、(株)ゆざウインドファーム			
補助金等の算出方法	山形県商工業振興資金に係る約定利子のうち補助対象資金の割合と 2 分の 1 を乗じた額以内(平成 29 年度末までに借入手続きを開始している場合にあっては 10 分の 10)			
補助対象経費	補助金等の算出方法参照			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	918	598	27,069	37,037
決算額	758	570	26,541	—
(財源) 一般財源	758	570	26,541	—

	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	交付先数	2	3	7	—
	決算額÷交付先数	379	190	3,791	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	再生可能エネルギー等新たなエネルギーの開発量			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	52.3 万 kw	57.4 万 kw
	成果実績	47.4 万 kw	49.9 万 kw	53.6 万 kw

(監査の結果)

(1) 成果指標の見直し

当補助金については、これまでも電源や熱源ごとの目標達成率や状況変化を受けて、対象事業や補助割合、対象事業者を毎年のように見直しており、公益性・有効性・効率性を求める姿勢が伺われる。

しかし、全国で当該補助を行っているのが本県を含めて7県であることを考慮すると、現在成果指標として設定している「再生可能エネルギー等新たなエネルギーの開発量」のみでは、再生可能エネルギー普及に向けた世界的な潮流の中で、当補助金がどの程度影響して開発量が増加したのか測定することは難しい。

例えば補助対象としている電源につき、補助を行っていない県の開発の進捗率との比較等、本県での補助の有効性を検証する他の成果指標の設定が必要と考える。【意見】

(2) 中小水力発電に係る目標設定について

中小水力発電は、環境省の調査によって高い導入ポテンシャルを有していることが判明し、また、流量調査や導水ルートを検討等開発に要する期間が長く、発電出力に対して整備費も割高であることから、適切な支援により導入を促進することが必要であること等の理由から、平成 28 年度より当補助金の対象事業に加えられている。

しかし、県のエネルギー戦略の開発目標における、中小水力発電の令和 12 年度時点の開発目標 2.0 万 kw について、平成 30 年度末で進捗率 100%を達成しており、当該分野の補助目標は達成したとも考えられる。今後も中小水力発電を補助対象とする場合、中小水力発電としてどの程度開発し、どの程度の補助金額が必要となるのか、目標を設定することが必要であると考え。【意見】

8 再生可能エネルギー設備導入事業費補助金
(補助金等の概要)

補助金等の名称	再生可能エネルギー設備導入事業費補助金			
所管部課	環境エネルギー部エネルギー政策推進課			
創設年度	平成 24 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	家庭等における再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図る			
補助対象事業の概要	<p>家庭等における再生可能エネルギー等設備の設置が補助の対象となる。再生可能エネルギー等設備とは要綱の別表にて定められている太陽光発電設備、蓄電池設備、木質バイオマス燃焼機器等である。</p> <p>なお、当該事務作業については書類審査及び実施調査等の業務量が膨大であり、県職員では対応できないため業務委託を行っており、平成 30 年度は 9,218 千円を支払っている。</p>			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	県民、民間事業者			
補助金等の算出方法	補助対象設備ごとに、別表にて補助対象経費の内容、上限額を定めており、その範囲内での所要額			
補助対象経費	設備ごとに別表で定められた、再生可能エネルギー等設備の設置に直接必要な経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	179,109	160,385	163,835	107,703
決算額	141,117	119,751	132,831	—
(財源)				
一般財源	103,517	86,567	100,231	—
国庫	—	—	—	—
その他	37,600	33,184	32,600	—
交付先数	1,186	1,064	1,145	—
決算額÷交付先数	118	112	116	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	再生可能エネルギーの開発量			
目標値及び成果実績 (単位：kW)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	8,616	8,100	7,978
	成果実績	7,502	7,557	6,644

(監査の結果)

該当なし。

9 浄化槽整備促進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	浄化槽整備促進事業費補助金
所管部課	環境エネルギー部水大気環境課
創設年度	平成 28 年度
終期年度	令和 7 年度
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	下水道等の集合処理の整備が適さない山間部等では個別処理施設が整備されるが、生活雑排水をそのまま放流する既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、生活雑排水による県内の公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るもの
補助対象事業の概要	(1) 個人設置型浄化槽転換事業費補助事業 平成 30 年度において、個人設置型浄化槽転換事業を行う者に対して、市町村が別途定める基本額以上の補助金を交付する事業 (2) 市町村設置型浄化槽転換事業費補助事業 平成 30 年度において、分担金（平成 30 年度の市町村設置型浄化槽転換事業に係るものに限る。）の納付義務者に対して、市町村が補助金を交付する事業
補助金等の分類	施設整備費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱

補助金等の交付先(最終交付先)	市町村			
補助金等の算出方法	補助金交付要綱の別表にて、補助対象事業ごとに浄化槽の規模に応じて補助金の額を規定			
補助対象経費	合併処理浄化槽の設置工事に要する設計費、本工事費及び工事監理費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	52,708	40,629	36,854	60,511
決算額	40,643	36,382	33,133	—
(財源)				
一般財源	40,643	36,382	33,133	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	26	27	27	—
決算額÷交付先数	1,563	1,347	1,227	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	生活排水処理施設普及率			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	8.0%	8.1%	8.2%
	成果実績	7.9%	8.2%	8.3%

(監査の結果)

該当なし。

10 やまがた出会いサポートセンター負担金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	やまがた出会いサポートセンター負担金
所管部課	子育て推進部子育て支援課
創設年度	平成 30 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	少子化等に伴う人口減少に歯止めをかける趣旨で、やまがた出会いサポートセンターが結婚支援の一層の充実・強化を行う場合に要する経費を負担することを目的とする。

補助対象事業の概要	マッチングや企業間交流など、主として県内の結婚を望む独身の方への、出会いの機会を作る事業。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県出会いサポートセンター負担金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	やまがた出会いサポートセンター			
補助金等の算出方法	交付の対象となる経費の額(ただし、上限は 48,632 千円)			
補助対象経費	(1) 出会い支援サービス事業に要する経費 (2) サポート機能強化事業に要する経費 (3) 婚活力向上支援事業に要する経費 (4) 企業間交流促進事業に要する経費 (5) 結婚機運醸成・センター認知度向上事業に要する経費 (6) その他目的を達成するために知事が必要と認める経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	60,834	48,549	48,632	52,300
決算額	60,834	48,549	48,632	—
(財源)				
一般財源	46,695	46,695	47,753	—
国庫	14,139	2,054	879	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	60,834	48,549	48,632	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	やまがた出会いサポートセンター登録会員数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		1,500	1,500	1,750
成果実績		1,318	1,335	1,357

(監査の結果)

(1) 深度のある効果測定実施の検討

当補助金は、平成 29 年度に策定された第 3 次山形県総合発展計画短期アクションプランに基づき、目標値としてサポートシステムへの会員登録数を設定している。その目標値は、上図の通り（平成 28 年 1,500 人、平成 29 年 1,500 人、平成 30 年 1,750 人）

である。また、その他にも成果目標として、下表のようにお見合い組数や成婚組数を掲げている。

	平成 30 年度目標	平成 30 年度実績	達成率
システム利用者のお見合い組数	700 組	633 組	90.4%
各種サービス利用の成婚組数	50 組	66 組	132%

当補助金の最終目的は、上表のように県内男女の成婚組数の増加であると考え。会員登録数も重要であるが、減少したとしても、成婚に至って退会している可能性もある。従って、会員登録については増減の内訳を分析する必要がある。成婚し退会したのか、サポートに不満があり退会したのか、理由は様々であり、この点の分析が県でなされていない。この事業内容がどれだけ目標（＝成婚組数）に対して有効であるかの検証と、それを踏まえた補助額の検討が必要である。現状は成婚数が増えており補助額は一定水準を維持しているが、登録会員及び退会者の声（アンケートなど）をしっかりと分析の上、不要な部分が無いのか、新たに必要な部分が無いのかを議論することにより、補助金をより効果的なものとするのが望まれる。【意見】

なお、当サポートセンターを利用して、成婚に至った組数の推移は、以下のとおりである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当サポートセンターを利用して成婚に至った組数	45 組	51 組	66 組

11 私立学校教職員研修事業費補助金 (補助金等の概要)

補助金等の名称	私立学校教職員研修事業費補助金
所管部課	子育て推進部子育て支援課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	県内私立学校教職員の資質向上を目的とする。
補助対象事業の概要	公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会が実施する一定の研修事業。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県私立学校教職員研修事業費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	(公社) 山形県私立幼稚園・認定こども園協会

補助金等の算出方法	交付の対象となる経費の額(ただし、上限は266千円)			
補助対象経費	(1) 講師依頼に伴う謝金、交通費、食事代に係る経費 (2) 研修会場の使用に係る経費 (3) 資料・報告書等の作成及び発送等に係る経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	266	266	266	266
決算額	266	266	266	—
(財源) 一般財源	266	266	266	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	266	266	266	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	教職員の人数等により変動するため。			

(監査の結果)

(1) 有効性・公平性の検証について

当補助金は、県内全域の私立幼稚園等の教職員を対象とする研修事業に対する補助であり、その目的は、県内教職員全員の資質向上にある。この点について、公益性があることは疑いがない。

一方で、補助金の有効性や公平性を検討するには、実際行われている事業の効果を検証する必要がある。平成30年度に実施された講習・講義は以下のとおりである。

回数	対象	実施場所	計画人数	参加人数	うち、庄内地方人数
1回目	新任教職員	山形市	70人	61人	6人
2回目	新任教職員	山形市	70人	70人	13人
3回目	中堅教職員	山形市	70人	55人	6人
4回目	中堅教職員	山形市	70人	47人	8人

計4回実施されており、全て山形市を開催地として行われていた。交通などの利便性の観点から、山形市で行うことは理解できるが、参加している教職員の内訳を見ると、庄内地方の教職員の数が少なかった。これは県内全域の教職員の資質向上という観点からは、有効性や公平性に欠けるおそれがある。

ここ数年、補助額が一定であるが、この補助額で実施可能な研修回数によって公平性が保てないのであれば、増額などの議論も行った上で、より目的達成に近づけるような補助金とすることが望まれる。【意見】

12 ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金			
所管部課	子育て推進部子ども家庭課			
創設年度	平成28年			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	県内の母子家庭及び父子家庭の福祉向上を目的とする。			
補助対象事業の概要	ひとり親家庭の親への就業を支援する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形県ひとり親家庭生活応援給付金及び住まい応援給付金事業実施要項			
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県内各市町村 (高等職業訓練促進給付金:高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者) (住まい応援給付金:高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者で、民間賃貸住宅に住民登録があり、他の公的制度による家賃補助を受けない者)			
補助金等の算出方法	(生活応援給付金)月額5万円 (住まい応援給付金)月額2万円			
補助対象経費	—			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	7,020	10,790	14,840	15,120
決算額	6,760	10,535	12,410	—
(財源) 一般財源	6,760	10,535	12,410	—

	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	交付先数	7	7	12	—
	決算額÷交付先数	965	1,505	1,034	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	事業目標を設定すべき性質の事業ではないため。			

(監査の結果)

(1) 補助額算定根拠の妥当性について

当補助金は平成 28 年に新設されたものであり、当時（平成 27 年）のひとり親の支出・収入の状況を検証し補助額を算定している。

算定根拠によれば、対象となる資格取得者の 9 割弱が看護師や准看護師の資格取得に取り組む方であるため、山形厚生看護学校に通うケースをモデルケースとしており、試算した当補助金を導入すれば、一般的なひとり親家庭の支出と収入がバランスするとの論拠から、金額が決定されている。

これに対し、この補助額が平成 30 年現在妥当であるか否かを検証している資料を確認したところ、収支のバランスはとられ、一定の合理性があるように見受けられた。しかし、当時と現在の経済状況は異なっているため、新たな支出・収入項目や金額の変動があるのは当然だが、平成 27 年の収支を算定した際の項目と、平成 30 年に算定した際の項目に差異があるなど、単純に比較できない状況となっている。

ひとり親の就業を支援し、安定し自立した生活につなげるのがこの補助金の目的であり、公益性があるものではあるが、補助額については試算の方法を再考し、この補助目的を達成する必要額を、再度算定することが望まれる。【意見】

(2) 成果指標の設定について

目標を設定すべき性質の事業でないとの理由から効果測定のための目標値が設定されていないが、当補助金についてはひとり親の方に最終的に資格を取って、就職していただくという明確な目的のある補助金である。

県は市町村へ補助金を交付し、市町村から最終受給者へ支給される流れであり、支給された人数は市町村からの報告により把握できている。しかしながら、最終的に補助金が有効であったか否かを判断できるのは資格取得率、就職率などの指標であると考えられる。

これらを目標値として定めて市町村から報告を受け、補助金の効果測定を行っていくことが望まれる。【意見】

13 結核予防費補助金
(補助金等の概要)

補助金等の名称	結核予防費補助金			
所管部課	(事業) 健康福祉部健康福祉企画課 (交付事務) 各総合支庁保健企画課等			
創設年度	昭和 36 年			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	結核集団感染の防止を目的とする。			
補助対象事業の概要	学校・施設等における定期の健康診断に対して、一定額を補助する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 山形県結核予防費補助金交付規程			
補助金等の交付先(最終交付先)	私立学校及び社会福祉法人等施設			
補助金等の算出方法	総事業費から寄付金等の収入を引いた額と、検診対象人数に基準単価を乗じて得た金額のいずれか低い方の 2 / 3			
補助対象経費	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 第 1 項の規定による健康診断のために必要な経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	8,773	8,905	9,093	9,057
決算額	8,773	8,905	9,093	—
(財源)				
一般財源	8,773	8,905	9,093	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	105	105	105	—
決算額÷交付先数	83	84	86	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	結核罹患率 (人口 10 万対)			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値及び成果実績	目標値	7 以下	7 以下	7 以下
	成果実績	7. 2	7. 4	6. 0

(監査の結果)

該当なし

14 新型インフルエンザ患者対応医療機関設備整備費補助金 (入院)

(補助金等の概要)

補助金等の名称	新型インフルエンザ患者対応医療機関設備整備費補助金 (入院)		
所管部課	健康福祉部健康福祉企画課		
創設年度	平成 30 年		
終期年度	令和 2 年		
補助金見直しを行った年度	該当なし		
補助金等の目的	新型インフルエンザ発生時には、医療資機材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療ができなくなるおそれがあることから、医療資機材をあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。		
補助対象事業の概要	新型インフルエンザの発生に備え、医療機関が患者の治療や感染拡大防止のために必要な医療資機材をあらかじめ整備するもの。		
補助金等の分類	施設整備費補助 (国庫補助制度に基づく補助)		
根拠法令・交付要綱等の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法 平成 30 年山形県新型インフルエンザ患者対応医療機関設備整備費補助金交付要綱		
補助金等の交付先(最終交付先)	新型インフルエンザ発生時に患者対応に協力可能な医療機関		
補助金等の算出方法	対象経費の実支出額と、以下の補助基準額を比較し、いずれか低い額		
	対象経費	対象設備	補助基準額
	新型インフルエ	人口呼吸器及び	1 台につき、

	ンザ患者対応医療機関が入院患者に医療を提供するために必要な医療資器材の設備購入費	付帯備品	2,221,000円	
		個人防護具	1セット当たり 3,100円	
		簡易陰圧装置(設置に必要な個人費等、購入費以外の費用を除く)	1台につき、 2,052,000円	
		簡易ベッド	1台につき、 30,900円	
補助対象経費	新型インフルエンザ患者対応医療機関が入院患者に医療を提供するために必要な医療資器材の設備購入費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	—	—	68,970	67,940
決算額	—	—	68,970	—
(財源)	一般財源	—	34,490	—
	国庫	—	34,480	—
	その他	—	—	—
交付先数	—	—	27	—
決算額÷交付先数	—	—	2,554	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	目標設定になじまないため。			

(監査の結果)

(1) 設備利用状況の確認に係る業務フローの確立

当補助金の交付要綱第8条(財産処分の制限)の項で、「補助事業者は、補助事業で取得した設備を、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は廃棄してはならない」と定められている。

当補助金は、大型の設備投資補助であるため、県は要綱に沿って該当する設備が継続して適切に管理・運用されているかを定期的に確認する必要がある。

この点、平成30年度の設備導入時において現地確認を行っていたものの、令和元年度については、その後の利用状況確認を行っていなかった。現在確認作業の流れを検討中であるとの回答を得たが、今後、業務効率を考慮しながら、対象設備の利用状況の確認に係る業務フローを確立する必要がある。【意見】

15 灯油購入費助成事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	灯油購入費助成事業費補助金			
所管部課	健康福祉部地域福祉推進課			
創設年度	平成 19 年			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	生活困窮世帯の生活の安定と経済的負担を軽減することを目的とする。			
補助対象事業の概要	住民税非課税世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などの灯油購入費を支援する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度灯油購入費助成事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村 (高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯など)			
補助金等の算出方法	対象世帯×5,000 円			
補助対象経費	冬季の暖房のための灯油購入費用			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	124,491	136,022	133,688	133,993
決算額	104,062	110,712	115,640	—
(財源)				
一般財源	104,062	110,712	115,640	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	33	34	35	—
決算額÷交付先数	3,153	3,256	3,304	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	成果目標を設定するような事業ではないため。			

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

費用対効果を重視する観点からは、県は補助金の効果を測定する成果指標を設定することを徹底する必要があり、補助効果を把握できる定量的な成果指標が存在しない補助金については、定性的な情報による分析を行うか、もしくは補助効果が明確に把握できないにもかかわらず補助を実施・継続する合理的理由を整理し、文書化する必要がある。

当補助金については、成果目標を設定するような事業でないため、目標設定をしていないとのことであるが、生活困窮世帯の生活の安定と経済的負担の軽減という明確な目的がある以上、有効性を考える上で目的を達成しているかどうかの検証を行うことが重要である。

数値的な成果指標の設定が難しくとも、例えば市町村を通じて受給者からのアンケートを収集して分析を行うなど、当補助金が有効に利用されているかどうかについての分析を行うことや、公平性の観点からは、補助を行う全ての市町村の該当者へ分け隔てなく情報が行き届いているかを確認するため、交付率を検証していくことが望まれる。【意見】

なお、県から入手した資料によれば、平成 30 年度の市町村ごとの支給件数は次表のとおりである。

平成30年度灯油購入費助成事業費補助金状況(確定)

	総事業費 (円)	補助金交付額 (円)	実施期間	市町村支給対象者							支給金品	
				受給 世帯数 (世帯)	内 訳				住民税非課 税世帯に準 じる世帯	灯油券	現金	
					高齢者 世帯	障がい者 世帯	ひとり親 世帯	その他				東日本大震 災避難世帯
山形市	59,815,000	29,907,000	12/19~3/31	11,963	9,629	1,480	854					○
米沢市	20,335,000	10,167,000	1/11~3/31	4,067	3,556	181	330					○
鶴岡市	28,520,000	14,260,000	1/15~3/16	5,704	4,732	475	356	141				○
酒田市	32,960,000	16,480,000	1/10~3/31	6,592	5,853	268	419	52				○
新庄市	4,729,000	2,364,000	1/4~3/31	950	826	61	63				○	
寒河江市	6,405,000	3,202,000	12/25~3/31	1,281	1,136	73	72					○
上市市	7,760,000	3,880,000	12/18~3/31	1,552	1,278	216	58					○
村山市	5,043,000	2,521,000	1/15~3/31	1,017	673	299	39			6	○	
長井市	4,825,000	2,412,000	1/15~3/31	965	804	62	99					○
天童市	10,310,000	5,155,000	12/1~3/31	2,062	1,701	118	210			33		○
東根市	5,000,000	2,500,000	1/7~2/28	1,000	877	70	40			13		○
尾花沢市	3,120,000	1,560,000	12/14~3/31	624	600	3	21				○	
南陽市	5,584,000	2,792,000	1/15~3/31	1,126	1,033	65	28					○
山辺町	1,226,000	613,000	12/1~3/29	246	228	14	4					○
中山町	1,620,000	810,000	1/1~3/31	324	294	15	15					○
河北町	3,093,000	1,546,000	12/1~3/31	620	542	36	38	4			○	
西川町	1,340,000	670,000	12/1~3/31	268	259	7	2					○
朝日町	1,750,000	875,000	1/29~3/31	360	332	19	9					○
大江町	893,520	446,000	12/7~3/31	179	164	6	9					○
大石田町	715,000	357,000	12/1~3/31	143	115	10	13	5				○
金山町	955,000	477,000	12/10~3/31	191	156	17	15	3			○	
最上町	1,593,000	796,000	1/8~3/31	328	301	4	13	10			○	
舟形町	1,155,000	577,000	12/6~3/31	231	182	27	6	16			○	
真室川町	1,847,000	923,000	12/12~3/31	371	345	8	10	8			○	
大蔵村	530,000	265,000	12/19~3/31	106	99		7				○	
鮭川村	805,000	402,000	12/12~3/31	161	138	15	7	1			○	
戸沢村	848,000	424,000	12/17~3/31	170	161	3	6				○	
高畠町	3,420,000	1,710,000	12/1~3/31	684	605	39	40					○
川西町	2,345,000	1,172,000	12/18~3/31	471	442	17	12				○	
小国町	1,895,000	947,000	12/1~3/31	379	358	10	5	6				○
白鷹町	2,308,392	1,154,000	12/6~3/31	464	401	38	24	1			○	
飯豊町	1,620,000	810,000	1/1~3/31	324	298	19	3	4				○
庄内町	3,005,000	1,502,000	1/4~3/31	601	514	47	40				○	
三川町	925,000	462,000	1/4~3/31	185	175	6	4				○	
遊佐町	3,005,000	1,502,000	12/1~3/30	602	543	31	28				○	
合計	231,299,912	115,640,000		46,311	39,350	3,759	2,899	251	0	52	16	19

16 バリアフリー化推進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	バリアフリー化推進事業費補助金			
所管部課	健康福祉部地域福祉推進課			
創設年度	平成 30 年			
終期年度	令和元年			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	子ども、障がい者及び外国人等が安心して快適に山形県に滞在していただくことを目的とする。			
補助対象事業の概要	観光施設や、スポーツ・文化施設等、不特定多数の人が利用するトイレを整備すること。			
補助金等の分類	施設整備費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県バリアフリー化推進事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村			
補助金等の算出方法	補助対象経費の 1 / 3 に相当する額と 2 0 0 万円のいずれか低い額			
補助対象経費	対象施設のバリアフリー化に係る修繕費等			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	—	—	19,200	3,600
決算額	—	—	16,917	—
(財源)				
一般財源	—	—	16,917	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	—	11	—
決算額÷交付先数	—	—	1,537	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	成果目標を設定するような事業ではないため。			

(監査の結果)

(1) 見積り合わせの実施について

当補助金は施設整備費補助であり、施設整備に係る調達コストが低ければ補助金額も下がり、効率的な補助が可能となる。県は、申請時に業者からの見積書提出を求めているが、現状は一社のみの見積りをもって申請を受け付け、見積り合わせが行われているかどうかの確認ができていないケースが見られた。また、見積り合わせを行わず一者随意契約により契約を締結することについて、合理的な理由書を記載した文書を入手して内容の検討・承認を行う等の対応も行っていなかった。

補助金の有効性、効率性をより高めるため、県は、施設整備費補助にあたり原則として、競争入札又は見積り合わせによる調達を交付先に指導するべきである。もし、実施できない合理的な理由がある場合には、随意契約理由書の作成を求め、内容の検討・承認を行う必要がある。**【指摘事項】**

(2) 漏れの無い仕入控除税額の報告の検討

補助事業者が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

当補助金の交付要綱第5条（交付申請書）の項に、「市町村は、前項の補助金の交付の申請に当たって、民間事業者について当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（中略）を減額して交付申請しなければならない。」と定められている。

また、補助金交付要綱第10条（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）の項では、「市町村は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れ控除額が確定した場合には、その金額（中略）を様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。」と定められている。

現状、県ではこの要綱に従い、補助金に係る消費税等の仕入控除税額があった場合のみ、定められた様式によってその事実を報告するよう義務付けているが、消費税等の税込み金額を補助対象経費とした場合には、現在のように補助金に係る仕入控除税額が確定した場合に県に報告するのではなく、受けたか否かにかかわらず、補助金に係る仕入控除税額が発生したかどうかについて事後的に必ず県に報告する仕組みとする必要があると考えられる。**【意見】**

17 山形県医師会事業費補助金
(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県医師会事業費補助金			
所管部課	健康福祉部地域医療対策課			
創設年度	昭和 44 年			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 18 年			
補助金等の目的	一般社団法人山形県医師会の会員の学術の振興、 県の公衆衛生の推進と医療の確保及び救急医療の 円滑な運営を図るため。			
補助対象事業の概要	(1) 県医師会会員の学術の振興を図るために必要 な研究及び研修会の開催事業 (2) 公衆衛生の推進と医療の確保に関する事業 (3) 救急医療の円滑な運営を図るための事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県医師会事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	一般社団法人山形県医師会			
補助金等の算出方法	事業に要する経費の 1 / 2 に相当する額または 750,000 円のいずれか低い方			
補助対象経費	(1) 学術振興費 (2) 公衆衛生推進費 (3) 救急医療費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	750	750	750	750
決算額	750	750	750	—
(財源)				
一般財源	750	750	750	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	750	750	750	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	—	—

	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	事業目的が広範囲に及ぶため、交付に当たっての目標設定はしていない。			

(監査の結果)

(1) 補助の必要性について

当補助金の補助額は、近年金額の見直しが行われているものの、ここ数年は毎年上限額が支給されており、固定化に近い状況になっている。

当補助金は、一般社団法人山形県医師会（以下、医師会）での補習教育事業等に対して支給される補助金であり、その最終目的は県民の保健医療向上である。この点について公益性があることに疑いはない。しかしながら、補助対象事業に公益性があるからといって無条件に補助金が交付できるわけではないし、効果的に目標を達成するために必要かつ十分な額を算定する必要がある。

毎年度、交付先である医師会の収支状況や事業の実施状況について報告を受け、これを踏まえた補助上限額の検討がなされているものの、医師会の正味財産は平成30年度末で457,995千円あり、交付先の規模に比して少額の補助であるともいえる。正味財産増減額（企業における利益に当たる）はマイナスのため一概に言えないが、医師会の収支の中で事業が実施できないか、補助の必要性について検討されたい。【意見】

(2) 成果指標の設定について

費用対効果を重視する観点からは、県は補助金の効果を測定する成果指標を設定することを徹底する必要がある。補助効果を把握できる定量的な成果指標が存在しない補助金については、定性的な情報による分析を行うか、もしくは補助効果が明確に把握できないにもかかわらず補助を実施・継続する合理的理由を整理し、文書化する必要がある。

当補助金については、事業目的が広範囲に及ぶため、目標設定をしていないとのことであるが、補助対象事業は山形県医師会における一部事業に限定していることから、医師の研修事業に対する満足度や意見などのアンケートを収集し、県ではこれを分析して効果を測るなど、補助対象事業に応じた成果指標を設定することを検討されたい。そうでなければ、補助金を継続する合理的な理由を、文書として残すことを検討されたい。

【意見】

18 軽費老人ホーム事務費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	軽費老人ホーム事務費補助金			
所管部課	(事業) 健康福祉部 長寿社会政策課 (交付事務) 各総合支庁地域健康福祉課			
創設年度	不明			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 29 年			
補助金等の目的	県内軽費老人ホームが安定的に継続、運営されることを目的とする。			
補助対象事業の概要	県内軽費老人ホームの運営。			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	軽費老人ホーム運営法人(社会福祉法人)			
補助金等の算出方法	補助対象事業の経費と、事務費基準額を比較していずれか低い額から、事務費本人徴収額を控除した額			
補助対象経費	軽費老人ホームの運営に必要な経費のうち、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、備品購入費等、人件費積立金、施設整備等積立金			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	346,394	357,607	358,277	251,428
決算額	346,083	356,144	355,617	—
(財源)				
一般財源	346,083	356,144	355,617	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	12	12	12	—
決算額÷交付先数	28,840	29,676	29,634	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	各施設の資金収支計算書等による当期末支払資金残高がプラスであること。			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度

	目標値	100%	100%	100%
	成果実績	100%	100%	100%
成果目標を設定していない理由	—			

(監査の結果)

(1) 深度のある効果測定実施の検討

軽費老人ホームとは、「無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人福祉法 第二十条の六)」と定義されている。

当補助金が、軽費老人ホームへの運営費補助として必要かどうかは、この補助金が交付されることにより県内の軽費老人ホームが正常に運営できているか否かにある。毎年運営状況についての調査を行い、金額の見直しや継続などについて見直しを行っていくべきである。例えば補助対象となる施設の収支決算書を分析して、現状の補助金額の妥当性や有効性を測るなど、補助額の適正性を検証すべきである。【意見】

(2) 統一されたチェックリストなどの利用の検討

交付した補助金が有効、かつ、効率的に実施されているかを確認するためには、交付先において適切に証憑を保管、管理し、県ではこれを現地調査などの形でチェックする必要がある。具体的には、利用料の根拠や、給与台帳、契約書などの証憑が調査の対象となる。これについては各総合支庁において、それぞれに現地検査を行っていた。しかし、現地調査のチェックリストがそれぞれであり、中には使用していない総合支庁もあった。県内での現地検査も同一の水準で行うためには、チェックリスト等を使用するのはもちろんのこと、フォーマットも統一されることが望ましい。【意見】

参考に、村山保健所において利用されていたチェックリストは、下記のようなフォーマットである。

検査するポイント	実績報告書	確保する書類等	確認項目	チェック
階層別・月別利用人員が、事実と相違ないか	<様式2号(2)> 階層別、月別利用人員内訳	・入所者名簿 ・階層決定関係書類 ・利用料を定めた契約書	・階層別利用人員が入所者名簿と一致しているか。 ・契約内容は適切か。 (利用者とは運営主体とで締結された契約)	
利用料の徴収額に誤りがないか	<様式2号(3)> 利用料納付額及び事務費基準額内訳	・利用料決定に係る書類	・利用料の決定は適切に行われているか。	
事務費対象経費が事実と相違ないか	<様式2号(1)> 補助事業実施成績書	・決算書類 ・会計伝票等 ・月次試算表	・会計帳簿と領収書等は一致するか。 ・領収書、請求書等の書類が整備されているか。	
職員の給与支払状況が事実と相違ないか	<様式2号(5)> 職員の給与支払状況	・給与台帳 ・本人の領主印 又は確認印等	・給与台帳により事実と相違ないか確認。	
事務費対象経費備品が適正に整備されているか	<様式2号(1)-2> 機器・備品一覧表	・売買契約書 ・現物 ・検収記録 ・備品台帳	・購入した備品(10万円以上)について、備品台帳に載せているか。 ・適正な事務手続き(入札、契約等)を踏んで購入しているか。 ・現物の確認	

19 明るい長寿社会づくり推進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	明るい長寿社会づくり推進事業費補助金								
所管部課	健康福祉部長寿社会政策課								
創設年度	平成 13 年								
終期年度	令和 6 年								
補助金見直しを行った年度	該当なし								
補助金等の目的	高齢者の生きがいと健康づくりの促進を目的とする。								
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー観光ガイド支援事業 高齢者の社会参加促進のため、シルバー観光ガイドの養成や、支援を行う。 ・健康福祉祭関連事業 山形県健康福祉祭の設営・運営と、選手の選考及び派遣を行う。 								
補助金等の分類	その他事業費補助								
根拠法令・交付要綱等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度山形県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金（シルバー観光ガイド支援事業）交付要綱 ・平成 30 年度山形県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金（健康福祉祭関連事業）交付要綱 								
補助金等の交付先(最終交付先)	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人山形県生涯学習文化財団 ・社会福祉法人山形県社会福祉協議会 								
補助金等の算出方法	<p>(1)、(2)のうち、いずれか低い額</p> <p>(1) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>(2) 補助対象経費の実支出額または基準額のいずれか低い方</p>								
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー観光ガイド支援事業 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルバー観光ガイド支援事業費</td> <td>共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</td> </tr> <tr> <td>事務経費</td> <td>旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金</td> </tr> <tr> <td>関係職員設置経費</td> <td>給料、職員手当等、共済費、負担金</td> </tr> </tbody> </table> ・健康福祉祭関連事業 	経費区分	補助対象経費	シルバー観光ガイド支援事業費	共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	事務経費	旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金	関係職員設置経費	給料、職員手当等、共済費、負担金
経費区分	補助対象経費								
シルバー観光ガイド支援事業費	共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金								
事務経費	旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金								
関係職員設置経費	給料、職員手当等、共済費、負担金								

	経費区分		補助対象経費		
	山形県健康福祉祭開催事業費並びに全国健康福祉祭の選手の選考及び派遣事業費		共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金		
	事務経費		旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金		
	関係職員設置経費		給料、職員手当等、共済費、負担金		
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		28,149	26,369	21,652	21,636
決算額		28,149	26,369	21,652	—
(財源)	一般財源	28,149	14,159	12,410	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	12,210	9,242	—
交付先数		2	2	2	—
決算額÷交付先数		14,074	13,184	10,826	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	スポーツ・文化活動等を通して、高齢者の社会参加を促進し、地域社会の担い手となる高齢者の育成や高齢者の健康増進、生きがいを図るのが目的のため、数値化することが難しいため。			

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

費用対効果を重視する観点からは、県は補助金の効果を測定する成果指標を設定することを徹底する必要があるとあり、補助効果を把握できる定量的な成果指標が存在しない補助金については、定性的な情報による分析を行うか、もしくは補助効果が明確に把握できないにもかかわらず補助を実施・継続する合理的理由を整理し、文書化する必要がある。

シルバー観光ガイド支援事業に対する補助金は、県内のシルバー観光ガイド養成と、その活動支援補助のために、公益財団法人山形県生涯学習文化財団（以下、財団）に対して交付されるものであるが、最終目的は高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりである。

この目的に対して当補助金がどれだけ寄与しているか、成果指標を設定した上での効果測定がなされていない。補助金の有効性の観点からは、定性的な情報としてシルバー観光ガイドの活動のモニタリングや、それに対する財団の指導履歴などを検証して、当補助金がどの程度目的達成に寄与しているかを測ることが望まれる。【意見】

20 山形県社会福祉事業団運営費補助金
(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県社会福祉事業団運営費補助金			
所管部課	健康福祉部障がい福祉課			
創設年度	平成 17 年度			
終期年度	令和 25 年度 (予定)			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	社会福祉法人山形県社会福祉事業団の健全な運営を確保するため			
補助対象事業の概要	平成 18 年 3 月 31 日以前から事業団に在籍している職員に対し、退職手当を支給すること。			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年山形県社会福祉事業団運営費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	社会福祉法人山形県社会福祉事業団			
補助金等の算出方法	事業団規程の附則規定による退職手当の額から、社会福祉施設職員等退職手当共済の規定による退職手当金の額を控除した額			
補助対象経費	退職手当			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	109,235	135,362	52,572	63,090
決算額	109,235	135,362	52,572	—
(財源)				
一般財源	109,235	135,362	52,572	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	109,235	135,362	52,572	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	団体職員の給与・退職金等は県に準じてきたため、指定管理者制度に移行する前年度（平成 17 年度）までの採用者の退職金を補助することが目的であるため。			

(監査の結果)

(1) 事業団の経営状況を勘案した補助額の妥当性の検討

当補助金が創設された経緯は、次のとおりである。

<経緯>

- ① 県社会福祉事業団は、県立社会福祉施設の運営を委託するために、県の全額出資で昭和 40 年に設立した団体である。
- ② 職員の採用は、県立社会福祉施設の新設に合わせて行われるとともに、職員の給与・退職金など処遇については、国の通知により県に準じてきた。
- ③ 退職手当については、従前より、県の施設管理委託料に含めて支出しており、本来、社会福祉法人は、毎年度の経費として退職給与引当金を計上すべきとされるものの、県では退職給与引当金の計上を認めてこなかった。

それまで県により運営されてきた県立社会福祉事業団は、社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下、事業団）として、平成 18 年度以降指定管理者に移行した。しかし平成 17 年度以前に採用された職員に対しては、県の職員と同等の退職手当を支給するため、県からその補填を行うことが、当補助金の目的である。そのため、平成 17 年以前採用の職員が全員退職するまで、当補助金は継続する方針である。

この点、退職金の支給額を決定するのはあくまで独立している事業団であり、県が決定するものではないものの、補助額自体は見直しの議論がなされる必要がある。一方で、現状は県からの全額補助を継続し、当初の方針から変更がなされていない。

当補助金は運営費補助であり、今後事業団の収支状況が改善し、自立経営ができる状況となった暁には、補助額の見直しが検討されるべきことから、No. 21 「移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金」で述べる進捗状況を勘案しながら、補助額の検討を行っていくことが望まれる。【意見】

なお、平成 31 年 4 月現在での必要額は、下表の通りである（「差引支払額 A－B (円)」の欄が県の負担額）。

年度別	退職者数 (定年) (名)	退職手当額 A (円)	退職共済制度 B (円)	差引支払額 A-B (円)	退職者1名あたりの平均値			
					勤続年数	退職手当額(円)	退職共済制度(円)	差引支給額(円)
平成31年度	6	119,604,387	83,123,280	36,481,107	37年 2月	19,934,065	13,853,880	6,080,185
令和2年度	15	297,937,201	204,328,548	93,608,653	36年 2月	19,862,481	13,621,904	6,240,577
令和3年度	6	102,704,060	73,466,280	29,237,780	31年 4月	17,117,344	12,244,380	4,872,964
令和4年度	10	184,072,037	130,825,728	53,246,309	32年 1月	18,407,204	13,082,573	5,324,631
令和5年度	15	283,317,993	210,218,100	73,099,893	33年 9月	18,887,867	14,014,540	4,873,327
令和6年度	9	139,143,064	101,866,560	37,276,504	27年 11月	15,460,341	11,318,507	4,141,834
令和7年度	3	46,592,796	34,864,380	11,728,416	29年 3月	15,530,932	11,621,460	3,909,472
令和8年度	5	95,351,592	74,214,480	21,137,112	35年 10月	19,070,319	14,842,896	4,227,423
令和9年度	3	57,502,168	46,510,200	10,991,968	36年 8月	19,167,390	15,503,400	3,663,990
令和10年度	1	20,103,274	16,004,520	4,098,754	38年 0月	20,103,274	16,004,520	4,098,754
令和11年度	7	132,573,884	104,627,940	27,945,944	35年 8月	18,939,127	14,946,849	3,992,278
令和12年度	5	97,626,468	80,219,220	17,407,248	38年 8月	19,525,294	16,043,844	3,481,450
令和13年度	9	172,988,866	141,949,200	31,039,666	37年 11月	19,220,986	15,772,134	3,448,852
令和14年度	5	90,185,717	70,202,040	19,983,677	34年 7月	18,037,144	14,040,408	3,996,736
令和15年度	6	108,928,664	88,499,880	20,428,784	37年 2月	18,154,778	14,749,980	3,404,798
令和16年度	5	93,147,435	80,570,700	12,576,735	39年 10月	18,629,487	16,114,140	2,515,347
令和17年度	1	17,851,830	15,115,380	2,736,450	38年 0月	17,851,830	15,115,380	2,736,450
令和18年度	4	68,860,083	55,652,160	13,207,923	37年 0月	17,215,021	13,913,040	3,301,981
令和19年度	0	0	0	0	0年 0月	-	-	-
令和20年度	2	31,878,241	24,795,000	7,083,241	35年 0月	15,939,121	12,397,500	3,541,621
令和21年度	0	0	0	0	0年 0月	-	-	-
令和22年度	2	31,915,988	26,119,140	5,796,848	39年 0月	15,957,994	13,059,570	2,898,424
令和23年度	0	0	0	0	0年 0月	-	-	-
令和24年度	0	0	0	0	0年 0月	-	-	-
令和25年度	1	15,094,671	12,447,960	2,646,711	38年 10月	15,094,671	12,447,960	2,646,711
合計	120	2,207,380,419	1,675,620,696	531,759,723				

21 移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金
(補助金等の概要)

補助金等の名称	移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金
所管部課	健康福祉部障がい福祉課
創設年度	平成28年
終期年度	令和7年
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	社会福祉法人山形県社会福祉事業団に移譲した旧 県立社会福祉施設の機能の見直し及び事業団の自 主経営の円滑化を図ること。
補助対象事業の概要	県から移譲された、旧県立社会福祉施設の運営。
補助金等の分類	団体運営費補助

根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	社会福祉法人山形県社会福祉事業団			
補助金等の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲円滑化支援（激変緩和）額 736,572 千円（平成 30 年度実績。以降は「監査の結果」参照） ・ 機能強化支援（人員体制強化）額 強化人員の俸給と、基準額のいずれか低い額 ・ 移譲円滑化支援（施設再整備費積立）額 93,713 千円（10 年間固定） 			
補助対象経費	<p>(1) 機能見直しに要する経費（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月末日までの間の直接処遇職員の追加配置に要する経費に限る）</p> <p>(2) 旧県立社会福祉施設移譲後の事業団の自主経営の円滑化に要する経費（移譲された旧県立社会福祉施設の再整備に向けた積立に要する経費を含む）</p>			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	911,676	972,483	981,384	987,955
決算額	911,676	972,483	981,384	—
(財源)				
一般財源	911,676	972,483	981,384	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	911,676	972,483	981,384	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	「県立障がい者等施設見直し方針」及び「県立障がい者施設見直し工程表」の着実な推進が目的のため、成果等は設定していない。			

(監査の結果)

(1) 事業団の自立的経営に向けた進捗状況確認の必要性

社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下、事業団）は県内各所に障がい者等施設を保有し、運営している。また、旧県営の団体であり、その経緯はNo. 20「山形県社会福祉事業団運営費補助金」の項に記載のとおりである。

当補助金は、事業団が指定管理者制度を離れて自立した運営をしていくために、平成28年に作成されたロードマップに沿って導入された補助金であり、内訳として、「移譲円滑化支援（激変緩和）」、「機能強化支援（人員体制強化）」、「移譲円滑化支援（施設再整備費積立）」がある。

その中で、特に移譲円滑化支援補助（激変緩和）は、補助金導入時に次表のとおり向こう10年間の補助額を定めている。

(単位：千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
734,696	688,778	642,859	596,941	551,022
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
459,185	367,348	275,511	183,674	91,837

徐々に補助額を下げながら、事業団が独立に向けて収益性を確保できる体制を整え、最終的には補助を終了するという趣旨になっており、平成30年度についても、この金額を交付している。これに対して県では、事業団の事業計画や、決算書等を取り寄せ、数値や内容の確認を行っていた。

しかし、事業団が自立的な経営が行われているかを把握していく趣旨では、これに留まらず、自立的経営に向けた体制整備に係る進捗状況についてももしっかり確認を行い、当補助金の目的が確実に達成されるように、今後も継続的なモニタリングを実施していくことが必要である。【意見】

22 山形県産業賞委員会補助金

(補助金等の概要)

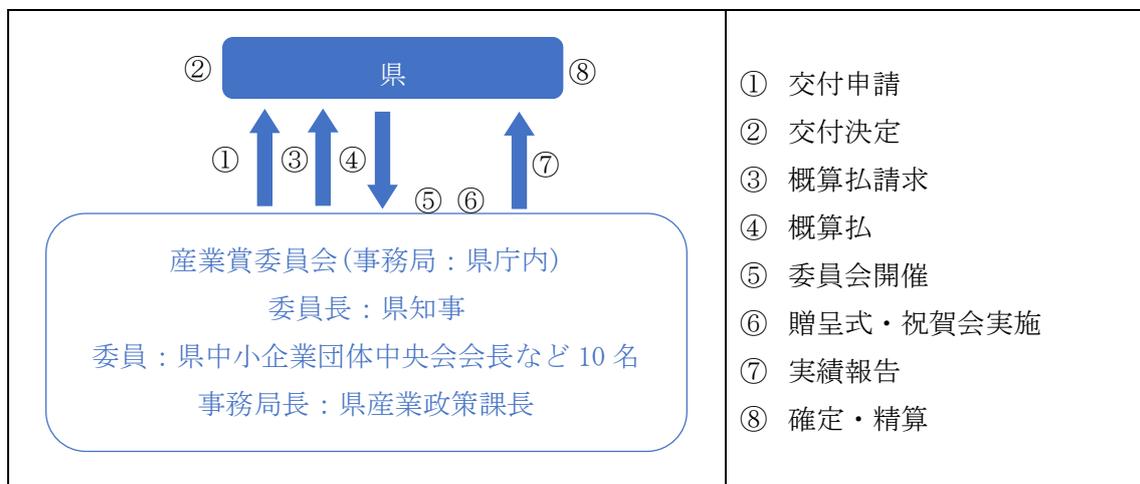
補助金等の名称	山形県産業賞委員会補助金
所管部課	商工労働部産業政策課
創設年度	昭和47年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成2年度、平成18年度
補助金等の目的	県の科学の振興、産業の興隆
補助対象事業の概要	県産業賞、県科学技術賞助成事業

補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県産業賞委員会補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	県産業賞委員会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の合計額または 855,000 円のいずれか低い額			
補助対象経費	県産業賞、県科学技術賞として、功績ある個人・団体への表彰・贈呈式に係る経費とその選考に係る委員会開催に係る経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	855	855	855	851
決算額	797	709	726	—
(財源)				
一般財源	797	709	726	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	797	709	726	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない		
目標値及び成果実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—
	成果実績	—	—
成果目標を設定していない理由	表彰事業であるため		

(補助金の概略図)



補助金額＝賞贈呈式・祝賀会の経費＋委員会開催報酬等経費

(監査の結果)

(1) 補助金の効果測定の必要性について

本県の産業または科学技術の振興発展に貢献し功績顕著な個人または団体を顕彰するために、知事・県議会議長・県商工労働部長の3名と県産業界外部委員8名とからなる選考委員会(通常4年任期)の開催費用、受賞者への賞贈呈式および祝賀会に係る費用を支弁するための補助金である。

現時点、効果測定が行われていない終期末設定の補助金である。これについて、県は「表彰事業であり、特段の理由がない限り廃止する予定がないため。」と回答している。また、当補助金の効果と考えられる「産業または科学技術の振興発展」について客観的数値による測定が困難としており、特段の効果測定を行っていない。

当補助金は金額的には1百万円に充たない少額ではあるが、昭和47年度から47年余り続いてきたことを考慮すると、表彰事業の補助金としての必要性を立証するため、表彰の対象となった事業規模や従事者数など把握可能な数値による効果測定が行われる必要があると考える。【意見】

23 信用保証協会保証料補給補助金

(補助金等の概要)

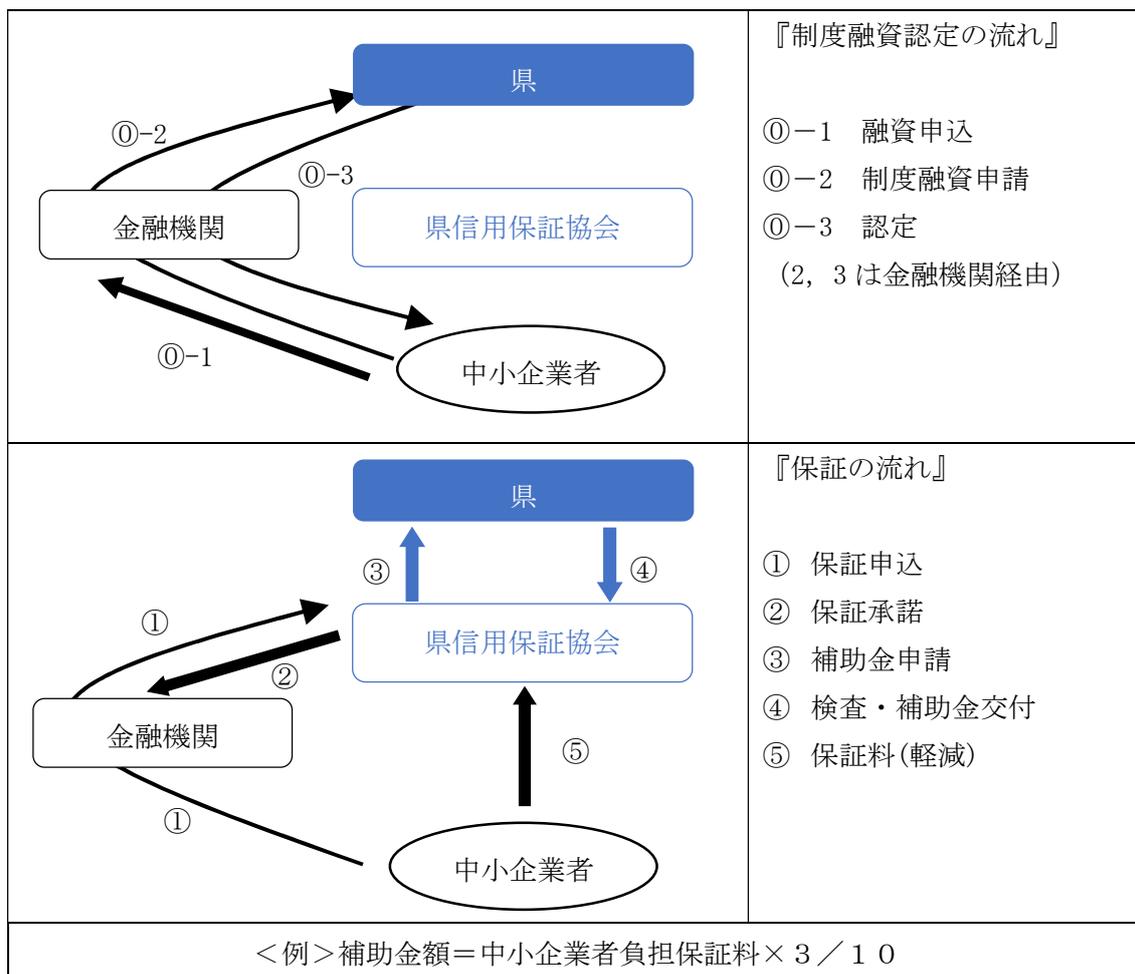
補助金等の名称	信用保証協会保証料補給補助金	
所管部課	商工労働部中小企業振興課	
創設年度	昭和40年度	
終期年度	未設定	
補助金見直しを行った年度	昭和41年度、昭和43年度、昭和45年度、昭和46年度、昭和48年度～昭和55年度、昭和63年度、平成元年度、平成11年度、平成15年度～平成21年度、平成23年度、平成28年度、平成29年度	
補助金等の目的	中小企業者等の金融の円滑化	
補助対象事業の概要	下表に掲げる保証制度について協会が行う債務の保証	
	保証制度	補給割合
	小額融資保証制度	10分の3
	小額零細企業保証制度	10分の3
	近代化資金保証制度	10分の4

	商工業振興資金保証制度	10 分の 4		
	セーフティネット保証制度	100 分の 46 又は 85 分の 39		
	事業再生保証制度	10 分の 4		
	事業再生円滑化関連保証制度	10 分の 4		
	流動資産担保融資保証制度	10 分の 4		
	借換保証制度	10 分の 4		
	事業承継サポート保証制度	10 分の 4		
	専門家派遣付長期設備保証制度	10 分の 4		
	危機関連保証制度	10 分の 4		
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県信用保証協会保証料補給金交付規程			
補助金等の交付先(最終交付先)	県信用保証協会 (中小企業者)			
補助金等の算出方法	前出各保証に係る中小企業者が負担すべき保証料につき、前出補給割合で計算した金額の合計額以内の額 (千円未満は切り捨て)			
補助対象経費	県信用保証協会の保証料			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	515,260	446,000	383,332	579,966
決算額	515,260	446,000	383,332	—
(財源)	一般財源	446,000	383,332	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	515,260	446,000	383,332	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	中小企業スーパーTOTALサポ補助金等による支援企業の売上増加額			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	19 億円	15 億円
	成果実績	—	未確定	未確定

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 補助金交付の除外要件に関する必要性の検討

当補助金は、県が行う商工業振興資金融資制度を利用する融資、いわゆる県制度融資を受ける中小企業者の県信用保証協会に対する保証料を軽減するためのものである。したがって、県制度融資が前提となっている補助金と考えられるが、補助金交付要綱および県商工業振興資金融資制度要綱集に、県補助金等の適正化に関する規則第6条の2で定める「補助金等の交付の除外要件」いわゆる暴力団排除の条文が規定されていない。

(補助金等の交付の除外要件)

第6条の2 知事は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがある

と認められるもの
(3) 法人でその役員のうちに前 2 号のいずれかに該当する者のあるもの

当補助金の入口である制度融資は県による認定を行っていることを考慮すると、よってたつ規則は補助金等の適正化規則ではあるが、県商工業振興資金融資制度要綱において認定の除外要件である暴力団排除の規定を明記する必要があると考える。【意見】

(2) 適時に測定できない成果指標の見直しについて

当補助金の目的は「中小企業者の金融の円滑化」であり、当補助金利用企業に対する直接的な成果指標が望ましい。県が採用している成果指標は他の補助金である「中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金（本報告 No. 27）」利用企業の売上高となっており、前述の直接的な成果指標ではない。また、当該測定値である他の補助金利用企業の売上高は令和元年度に入っても平成 29 年度実績が提示されておらず、効果測定としては適時の測定が行われておらず、成果指標として適切ではないと考える（この点、No. 27 にて詳しく述べる。）。

当補助金は終期末設定であることも考慮すると、直接的かつ適時把握可能な成果指標を設定し効果測定を行う必要があると考える。【意見】

24 小規模事業経営支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	小規模事業経営支援事業費補助金
所管部課	商工労働部中小企業振興課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度
補助金等の目的	小規模事業の振興
補助対象事業の概要	商工会議所：小規模事業者に対する経営改善普及事業等 県連合会：商工会に対する商工会指導事業及び経営改善普及事業等
補助金等の分類	団体運営費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	商工会法、商工会議所法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 山形県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	県商工会連合会、県内各商工会議所

補助金等の算出方法	補助対象経費の実支出額と補助金交付要綱に定める基準額とのいずれか低い額の合計額			
補助対象経費	商工会議所：対象事業に係る職員人件費・経費、事務局長人件費ほか 県連合会：対象事業に係る職員人件費・経費、専務理事・参事人件費、電子計算機賃借料、大規模修繕積立金等ほか			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	1,155,392	1,152,674	1,149,755	1,143,763
決算額	1,152,709	1,150,716	1,144,027	—
(財源)				
一般財源	1,151,854	1,149,056	1,143,222	—
国庫	—	—	—	—
その他	855	855	805	—
交付先数	8	8	8	—
決算額÷交付先数	144,088	143,839	143,003	—

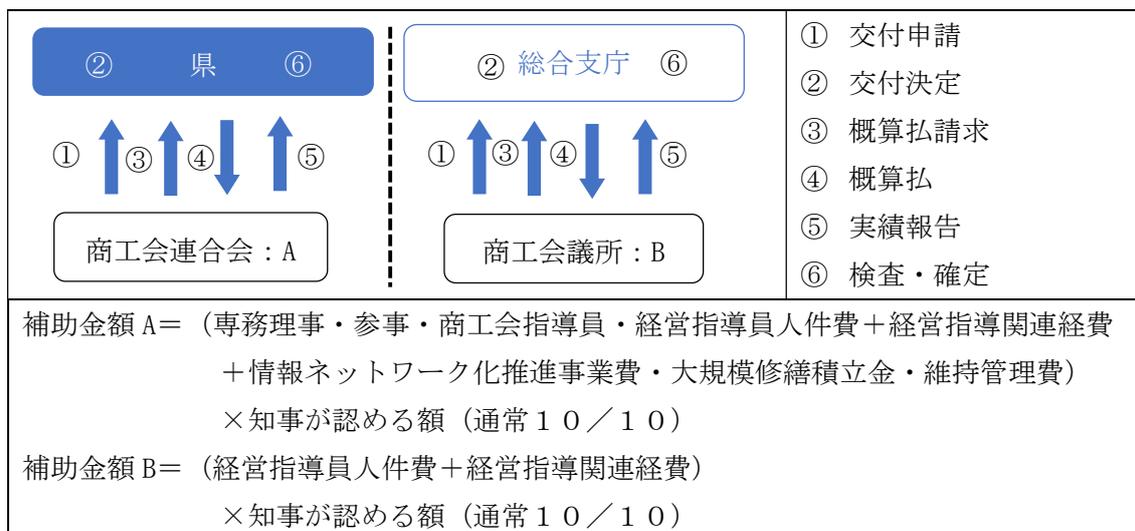
(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	商工会、商工会議所の会員数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		26,954	26,864	26,655
成果実績		26,870	26,655	26,307

達成すべき成果指標	巡回・窓口相談件数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		100,000	100,000	100,000
成果実績		89,350	88,966	84,251

達成すべき成果指標	経営指導員 1 人当たり巡回・窓口相談件数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		1,000	1,000	1,000
成果実績		894	890	851

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 補助対象とする予定のリース契約締結に関する事前承認について

当補助金の補助対象経費には、情報ネットワーク化推進事業費として電子計算機賃借料が含まれており、年間のリース料は 10,184 千円であった。当該支出は、新商工会システム機器一式（リース料総額 51,499 千円、リース期間 5 年）に係るリース契約（平成 30 年 6 月締結）に基づくものである。

リース契約は、一旦締結されると原則として中途解約できず、リース期間に渡り支出が固定されるものである。そのため、仮に高額のリース契約を締結後に補助金の審査等により支出内容が不適切と判定され、補助対象経費から除外された場合には、自主財源で賄うことができず、公益性があると判断して補助金を交付した対象事業の持続可能性に疑義が生じるおそれがある。

よって、県は、リース料を補助対象経費に含む予定のリース契約で、リース料総額が重要であるものについては、交付先に対して、契約締結前に当該契約の全体像に関する説明と、リース料を補助対象とすることについて県の事前承認を受けることを求めるべきと考える。【意見】

(2) 実績報告審査に係る現地調査の実施体制について

最上総合支庁では、新庄商工会議所の実績報告書に対する現地調査を担当者 1 名で 1 日のみ実施している。他の総合支庁では複数名（多いところでは 3 名）で行っており、地域間格差が発生している。

この点、補助金交付要綱において、交付先から提出された実績報告に対する検査・調査について特段の規定は設けていない。

しかし、現地調査の実施は、当該補助金に係る支出事務の正確性を検証することは当

然であるが、交付先に対するヒアリングにより情報交換やニーズ把握に繋がるものと考えられ、したがって複数人で行うことが望ましい。

県は、実績報告書に対する現地調査の実効性を高める実施体制を検討すべきである。

【意見】

(3) 総合支庁における実績報告審査の検査及び報告方法の統一化について

実績報告に係る検査・調査について補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しないため、ある総合支庁では確認検査復命書のみでの報告であり、他の総合支庁では確認事項 26 項目にもおよび完了検査チェックシートや確認すべき帳票類など記載されたチェックシートなどを用いているところもあり、総合支庁間で検査実施内容とその報告にばらつきが生じている。

県は、実績報告書に対する現地調査の効率性を高めるため、検査内容及びこれに係る検査報告の統一を検討すべきである。【意見】

(4) 補助金の効果測定における分析単位の検討

当補助金は、県担当課を窓口とする県商工会連合会および各商工会に対する運営費補助金 8 億余円と、各総合支庁を窓口とする各商工会議所に対する運営費補助金 3 億円とで構成されている。当補助金の効果測定として県は相談件数や一人当たり相談件数を成果指標としているが、商工会と商工会議所の件数を合算したものとなっている。

前出の各成果目標について、商工会と各商工会議所とを部門ごとに記載したものを以下に示す（県に再度依頼し、作成されたものである。）。

表：部門別成果目標一覧

達成すべき成果指標	商工会、商工会議所の会員数			
	目標値	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
商工会	成果実績	12,779	12,717	12,568
山形商工会議所	成果実績	3,815	3,766	3,714
天童商工会議所	成果実績	1,545	1,560	1,559
新庄商工会議所	成果実績	1,159	1,150	1,134
米沢商工会議所	成果実績	2,571	2,612	2,566
長井商工会議所	成果実績	887	883	874
酒田商工会議所	成果実績	1,983	1,937	1,942
鶴岡商工会議所	成果実績	2,131	2,030	1,950
合計	成果実績	26,870	26,655	26,307

達成すべき成果指標	巡回・窓口相談件数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	100,000	100,000	100,000
商工会	成果実績	58,862	56,951	54,175
山形商工会議所	成果実績	9,045	9,063	9,115
天童商工会議所	成果実績	3,385	3,355	3,428
新庄商工会議所	成果実績	2,540	2,577	2,586
米沢商工会議所	成果実績	3,947	6,187	6,112
長井商工会議所	成果実績	1,583	1,856	1,357
酒田商工会議所	成果実績	6,439	5,411	3,769
鶴岡商工会議所	成果実績	3,549	3,566	3,709
合 計	成果実績	89,350	88,966	84,251

達成すべき成果指標	経営指導員 1 人当たり巡回・窓口相談件数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	1,000	1,000	1,000
商工会	成果実績	965	934	888
山形商工会議所	成果実績	696	697	701
天童商工会議所	成果実績	846	839	857
新庄商工会議所	成果実績	847	859	862
米沢商工会議所	成果実績	789	1,237	1,222
長井商工会議所	成果実績	528	619	452
酒田商工会議所	成果実績	1,073	902	754
鶴岡商工会議所	成果実績	710	713	742
平 均	成果実績	894	890	851

(上表すべて、「合計」「平均」が(補助金交付の効果測定)成果実績と一致。)

以上のとおり、商工会と商工会議所とを合算した実績のみを成果指標としてしまうと、実績を上げた部門とそうでない部門とが混在する希薄化効果が発生してしまう。分析上は少なくとも県担当課を窓口とする商工会連合会および各商工会分と各総合支庁を窓口とする各商工会議所分を分けて行い、翌年度以降の効果的な補助金額の算定に反映させるべきである。【意見】

なお参考までに、監査人は部門別に補助金額に対する相談件数 1 件あたりの補助金額を算出する分析を行った(次表参照)。この際、商工会連合会の補助金額には、会計シ

ステムリース料・大規模修繕積立金等の資産関連費用も計上されているため、この部分を除いて単位あたり補助金額を算出している。これにより、経営指導員のみならず後方支援人件費やその他の必要経費も対象とした成果指標となるものとする。

表：部門別 相談一件あたり補助金額

	補助金額(千円) A		巡回・窓口 相談件数 B	相談1件あたり 補助金額 A/B(円/件)
	交付額	資産関連費用 控除後補助金額		
商工会(連合会)	848,727	832,254	54,175	15,362
山形商工会議所	84,880	84,880	9,115	9,312
天童商工会議所	38,911	38,911	3,428	11,350
新庄商工会議所	30,393	30,393	2,586	11,752
米沢商工会議所	41,447	41,447	6,112	6,781
長井商工会議所	29,089	29,089	1,357	21,436
酒田商工会議所	32,739	32,739	3,769	8,686
鶴岡商工会議所	37,838	37,838	3,709	10,201
合計(平均)	1,144,027	1,127,553	84,251	13,383

(5) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について

当補助金の補助対象経費には、特別指導事業費として商工会連合会の常勤役員である専務理事及び参事の役員人件費が含まれており、平成30年度は当該対象経費に対する補助金として約12百万円が交付されている。

国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定、平成18年6月16日一部改正)において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定、平成18年6月16日一部改正)「Ⅲ. 補助金等の見直し」より抜粋

(中略)

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自立的な経営に向けた努力を行っていることを確認して必要額の補助を行うべきものである。

そのため、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。

よって、運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。【意見】

なお、県商工会連合会の経営及び財務状況は次表のとおりであり、平成 30 年度は 3 百万円の事業損失を計上しているものの、純資産（固定資産見合いの残高勘定、積立金及び次期繰越収支差額の合計）は 360 百万円となっている。

収支計算書（要約）		貸借対照表（要約）	
（単位：千円）		（単位：千円）	
科目	決算額	資産の部	決算額
収入合計	254,718	流動資産	10,172
うち特別会計からの繰入収入	148,679	うち現預金	8,955
うち会費収入	50,034	引当資産	57,923
うち受託事業収入	53,794	うち積立預金	36,106
支出合計	257,878	固定資産	320,908
うち指導職員設置費	81,008	うち建物	297,962
うち指導事業費	90,367	資産合計	389,004
うち受託事業費	53,794	負債の部	
収入－支出	△ 3,160	流動負債	6,431
前期繰越収支差額	6,901	引当勘定	57,923
次期繰越収支差額	3,741	うち引当金	21,816
		うち積立金	36,106
		残高勘定	320,908
		負債合計	385,262
		次期繰越収支差額	
		次期繰越収支差額	3,741
		負債及び次期繰越収支差額合計	389,004

25 中小企業団体中央会補助金

（補助金等の概要）

補助金等の名称	中小企業団体中央会補助金
所管部課	商工労働部中小企業振興課
創設年度	昭和 32 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 23 年度、平成 25 年度
補助金等の目的	県中小企業団体中央会の事業活動の促進

補助対象事業の概要	県中小企業団体中央会が行う事務事業			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	中小企業等協同組合法 山形県中小企業団体中央会補助金交付規程 山形県中小企業団体中央会補助金交付要領			
補助金等の交付先(最終交付先)	県中小企業団体中央会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の10分の10以内の額			
補助対象経費	(1)指導員の設置に要する経費 (2)職員の設置に要する経費 (3)中小企業等協同組合等の組織、事業及び経営の指導事業に要する経費 (4)組合等に関する教育及び情報の提供事業に要する経費 (5)組合等に関する調査及び研究事業に要する経費 (6)その他知事が必要と認める経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	112,183	118,967	122,697	124,782
決算額	111,188	116,866	119,979	—
(財源)				
一般財源	111,188	116,866	119,979	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	111,188	116,866	119,979	—

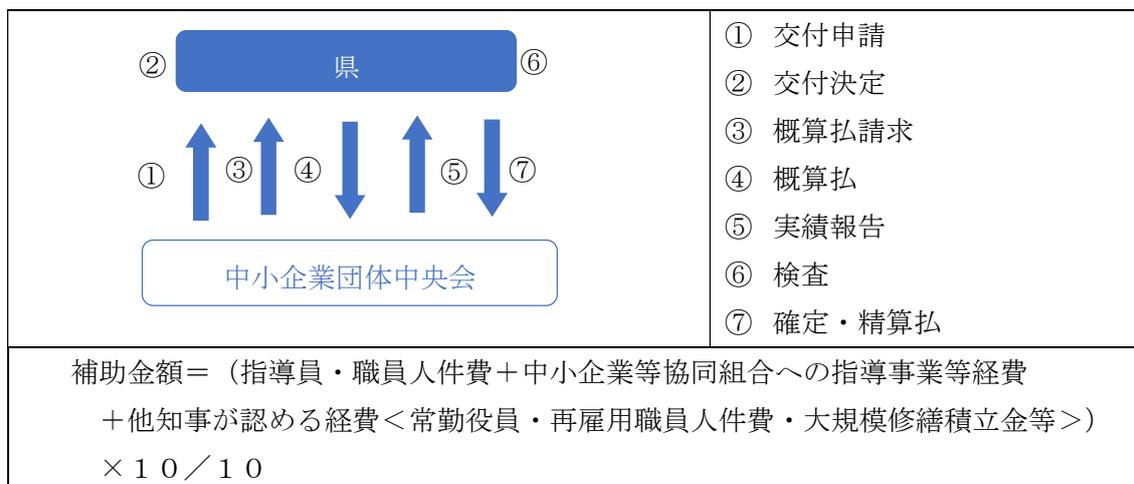
(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	中央会会員数			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	現状維持	現状維持	現状維持
	成果実績	391	383	375

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	有	中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金
業務委託契約の有無	有	若者就職支援センター事業他
人的関係の有無	有	県職員の退職者が団体等の役員に就任

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について

当補助金の補助対象経費には、常勤役員である専務理事の人件費が含まれており、平成 30 年度は当該対象経費に対する補助金として約 6 百万円が交付されている。

国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）「Ⅲ. 補助金等の見直し」より抜粋

(中略)

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自立的な経営に向けた努力を行っていることを確認して必要額の補助を行うべきものである。

そのため、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。

よって、運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。【意見】

なお、県中小企業団体中央会の経営及び財務状況は次表のとおりであり、平成30年度は9百万円の運営準備金繰入（一般企業でいう当期純利益）を計上し、純資産は234百万円となっている。

一般会計収支計算書（要約）（単位：千円）		一般会計貸借対照表（要約）（単位：千円）	
科目	決算額	資産の部	決算額
一般収入	267,534	流動資産	257,477
うち賦課金収入	34,219	うち現預金	235,657
うち補助金収入	121,183	固定資産	193,693
うち受託事業収入	83,937	うち建物	188,287
一般支出	258,100	資産合計	451,170
うち中小企業連携組織対策事業	143,741	負債の部	
うち小規模事業者組織化指導事業	1,470	流動負債	42,325
うち受託事業費	83,937	固定負債	174,777
運営準備金繰入（収入－支出）	9,434	うち退職給付引当金	163,277
		負債合計	217,103
		純資産の部	
		資本剰余金	193,667
		運営準備金	40,399
		純資産合計	234,066
		負債及び純資産合計	451,170

26 経営基盤強化体制整備事業費補助金 （補助金等の概要）

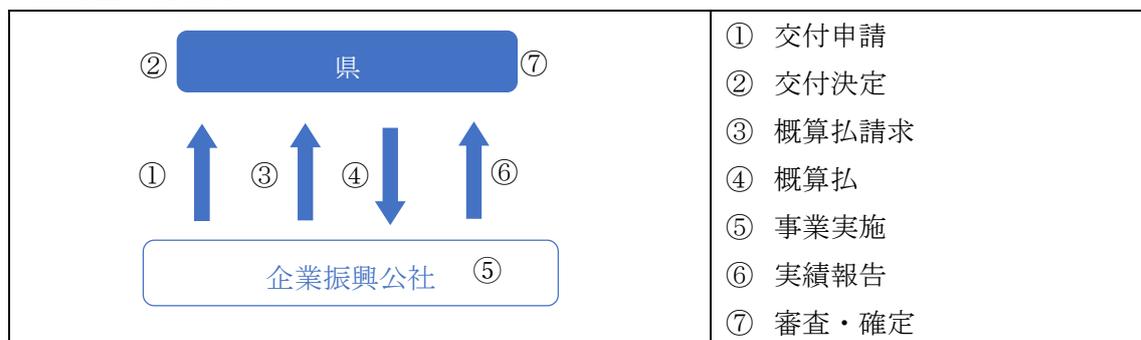
補助金等の名称	経営基盤強化体制整備事業費補助金
所管部課	商工労働部中小企業振興課
創設年度	平成12年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	中小企業者の経営資源の確保等を支援するとともに、県内における新たな事業の創出を促進し、中小企業の振興と経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与する
補助対象事業の概要	I 新規創業・新分野進出支援事業 II 重点専門分野支援体制整備事業

	Ⅲプラットフォーム事業 Ⅳ専門家派遣事業等 Ⅴ経営革新支援事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県経営基盤強化体制整備事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人山形県企業振興公社			
補助金等の算出方法	補助対象経費の10分の10以内			
補助対象経費	補助対象事業を行うために必要な経費 Ⅰ新規創業等支援事業(人件費・経費) Ⅱ～Ⅴ他事業(経費)			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	43,632	46,107	43,281	45,242
決算額	43,898	45,260	41,732	—
(財源)				
一般財源	38,732	45,260	41,732	—
国庫	5,166	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	43,898	45,260	41,732	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	新規創業支援件数および経営革新支援件数		
目標値及び成果実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値	105	105	105
成果実績	103	119	90
(内、新規創業支援件数)	(21)	(20)	(15)
(内、経営革新支援件数)	(82)	(92)	(75)

(補助金の概略図)



$$\text{補助金額} = \left[\text{I 新規創業等支援事業 (人件費・経費)} + \text{II} \sim \text{V 其他事業 (経費)} \right] \times 10 / 10 \text{ 以内}$$

(監査の結果)

(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討

県による当補助金の成果指標は、新規創業支援件数および経営革新支援件数の合算値としている。一方で、当補助金は次表 I から V の 5 つの補助対象事業で構成されており、その目的と平成 30 年度の補助金実績額をまとめると次表のとおりである。

表：事業区分の事業概要と平成 30 年度補助金実績額

事業区分	事業概要	平成 30 年度 補助金実績額
I 新規創業・新分野 進出支援事業	経営支援アドバイザー・技術顧問の設置、新事業に係る相談の円滑な実施、受発注情報等の機関誌による情報提供	22,662,625 円
II 重点専門分野支援 体制整備事業	事業承継・マーケティングデザイン・食品産業・環境再生可能エネルギーの 4 分野につき支援指導するコーディネーター設置	7,412,000 円
III プラットフォーム 事業	様々な機関とのネットワーク強化を図る「プラットフォームやまがた連絡協議会」の開催	376,000 円
IV 専門家派遣事業等	中小企業等の様々な問題に対し診断・指導・助言を行う専門家派遣	10,625,336 円
V 経営革新支援事業	経営革新計画に係る支援、審査委員会の開催	656,000 円

県は、このうち I 及び III が新規創業支援件数に直接関連し、IV 及び V が経営革新件数に直接関連する数値と考えているが、両者の合算値を全事業区分に対する成果指標として設定している。しかし、合算値を成果指標とすると、それぞれが他の数値の達成率を打ち消し合い、当該指標に直接関連する事業に対する効果が正しく測定できないものとする。

終期設定されていない補助金について、その補助金にかかる対象事業が多岐にわたる場合には、重要な事業ごとの成果指標を複数設定し効果測定を行うことも検討すべきである。【意見】

27 中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金

(補助金等の概要)

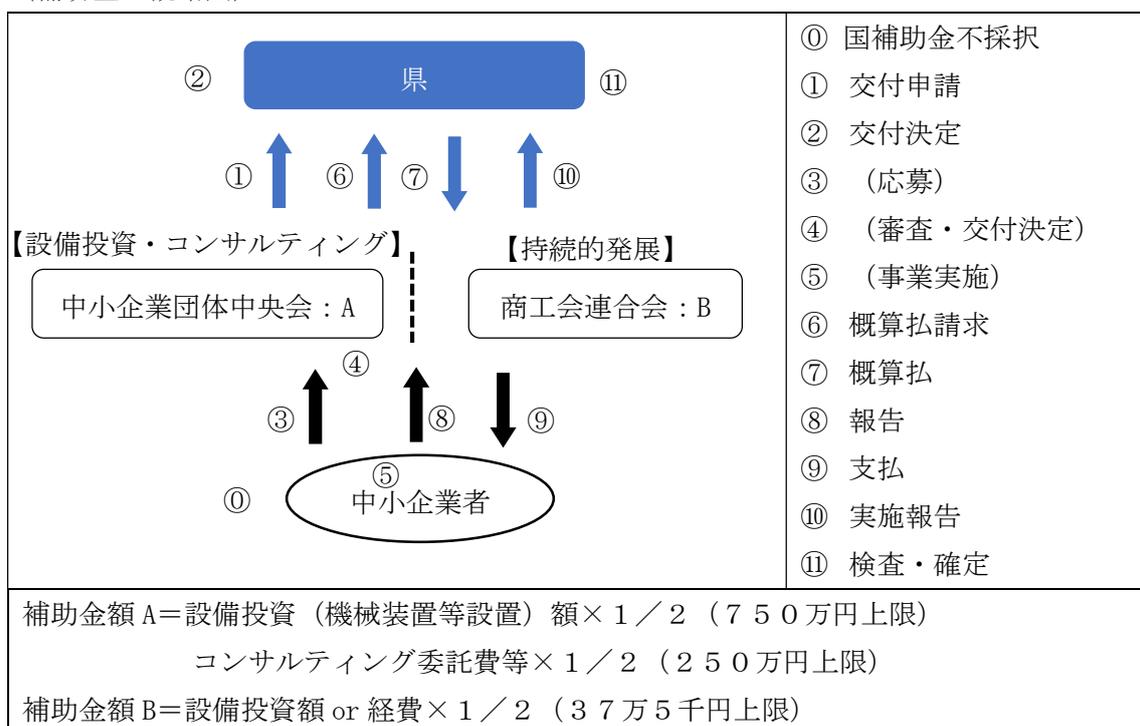
補助金等の名称	中小企業スーパーTOTALサポ補助金				
所管部課	商工労働部中小企業振興課				
創設年度	平成 29 年度				
終期年度	令和 2 年度				
補助金見直しを行った年度	平成 30 年度				
補助金等の目的	①県中小企業団体中央会、②県商工会連合会が中小企業者の競争力強化を推進し付加価値額の増加を図る				
補助対象事業の概要	①県中央会が設備投資または販路拡大等に取り組む中小企業者に補助金を交付する事業 ②県連合会が販路拡大等に取り組む小規模事業者に補助金を交付する事業				
補助金等の分類	その他事業費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金交付要綱				
補助金等の交付先(最終交付先)	①県中小企業団体中央会、②県商工会連合会 (県内各中小企業)				
補助金等の算出方法	県中央会、県連合会から補助金を受ける事業者(間接補助事業者)の補助事業に要する経費に補助金交付要綱別表1(「補助対象経費」参照)に定める補助率を乗じた額と別表1に定める上限額のいずれか低い方の額の合計額(補助金の概略図、下部参照)				
補助対象経費	補助金交付要綱別表1<抜粋>				
	事業区分	事業類型	対象経費	補助率	補助上限額
	設備投資等促進事業	企業間データ活用型	機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費	1/2	750万円
		一般型		1/3	
		小規模型(設備投資のみ)			375万円
		小規模型(試作開発等)	上記に加え、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費		
	コンサルティング活用販路開拓等支		委託費、事業費(旅費、謝金その	1/2	250万円

	援事業 小規模事業者持続的発展支援事業 審査事務局事業	他経費)、外注費 機械装置等	1 / 2	37万5千円
		旅費、審査員謝金、借料、会議費、通信費等、消耗品費、印刷費等	10 / 10	別途通知する内示額
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	—	570,357	267,753	250,000
決算額	—	570,357	267,753	—
(財源)	一般財源	—	570,357	267,753
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	3	2	—
決算額÷交付先数	—	190,119	133,876	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	当補助金等による支援企業の売上高増加額		
目標値及び成果実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値	—	25 億円	50 億円
成果実績	—	未確定	未確定

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討

成果指標は当補助金採用企業の売上高増加額であるが、平成 29 年度分が令和元年 12 月時点で未確定の状態であり適時の効果測定が行われていない。

この原因は、県で行う売上高把握の方法にあると考える。県では平成 29 年度分の売上高を年度末である平成 30 年 3 月 31 日時点ではなく、平成 29 年度に補助金交付した企業の補助金交付後最初の事業年度末の売上高を個別に把握しようとしている。そのため、県が平成 29 年度中に補助金交付した企業の決算日が区々であり、全ての企業の売上高が現時点でも把握できていないとのことである。

成果指標の数値について、正確な値の把握は当然重要ではあるが、複数年度に渡る補助金の効果を把握する上では適時での把握を行うことも重要な要素である。また、当補助金の成果指標は他の補助金の成果指標に流用されている(本報告 No. 23 信用保証協会保証料補給補助金)ことを考慮すると、適時把握されないまま経過することで補助金継続の適否についての判断が遅れ、貴重な資金が他の事業等に有効活用されないおそれがある。

県が平成 29 年度策定した短期アクションプランで設定した当補助金に対する 4 年間の目標値(平成 32 年度までに売上高 100 億円増加)に対して、実績値の傾向を適時に把握するためには、例えば年度末である 3 月末ですべての対象について決算値を区切り、4 月以降を決算日とする企業は前年度売上高を採用した暫定値での測定もあわせて行うことが、補助金の効果測定およびその分析として必要ではないかと考える。【意見】

28 小規模事業経営支援事業費補助金

(補助金等の概要)

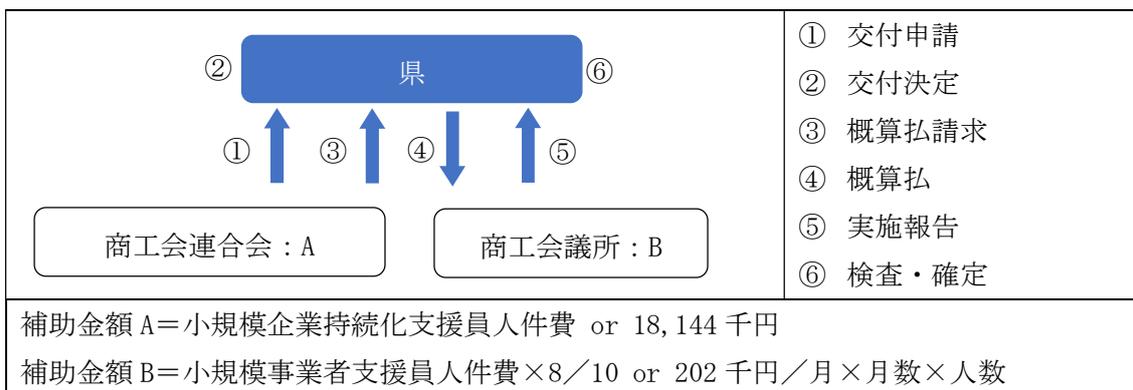
補助金等の名称	小規模事業経営支援事業費補助金
所管部課	商工労働部中小企業振興課
創設年度	平成 27 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	小規模企業者がその事業の持続的な発展を図るため
補助対象事業の概要	A: 県商工会連合会が行う小規模事業者の持続的な発展を支援する事業 B: 商工会議所が行う経営発達支援事業のために小規模事業者支援員を設置する事業
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県小規模事業経営支援事業費補助金(小規模企

	業持続化支援員設置事業) 交付要綱 山形県小規模事業経営支援事業費補助金(小規模事業者支援員設置事業) 交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	県商工会連合会、3 商工会議所(酒田、米沢、新庄)			
補助金等の算出方法	A:補助対象経費に要する実支出額と 18,144 千円とのいずれか低い額以内 B:補助対象経費の実支出額に 10 分の 8 を乗じて得た額と、補助金交付要綱別表 2 に定める基準額とのいずれか低い額(補助金の概略図、下部参照)			
補助対象経費	A:小規模企業持続化支援員に対する人件費(報酬、通勤手当) B:小規模事業者支援員の設置にかかる人件費(通勤手当、名称にかかわらず雇い入れに係る手当を含む)			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	25,416	25,416	25,416	25,416
決算額	25,416	25,416	25,416	—
(財源)				
一般財源	25,416	25,416	25,416	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	4	4	4	—
決算額÷交付先数	6,354	6,354	6,354	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	支援員一人当たり支援件数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	1,000	1,000	1,000
	成果実績	349	380	427

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 成果指標の測定単位の明確化

当補助金は終期が設定されていない支援員人件費に対する補助金であり、その永続性を確かめるため補助金の効果測定が重要である。県が設定する効果測定の成果指標は支援員一人当たりの年間支援件数であり、毎年度 1,000 件/人を目標値としている。これは予算要求時の資料における数値であるが、実績値は平成 30 年度で 427 件/人、目標達成率 42%と大幅に目標値を下回っている。

この原因を調査したところ、県商工会連合会と各商工会議所において支援業務内容の何を 1 件とするか、その単位が不明確であり正確な効果測定ができていないことが判明した。県商工会連合会と各商工会議所の事業計画書に記載された支援業務内容と、実績報告書に記載された実績件数とその単位を次表にまとめる。

表：小規模事業者支援員の支援業務内容と実績件数

	支援業務内容	実績件数の単位	実績件数
県商工会連合会	① 小規模事業者への補助金申請に係る支援 ② 販路開拓支援事業の手続等支援 ③ 補助金の連合会事務処理支援 ④ 持続化支援員連絡会議における報告情報共有 ⑤ 経営計画作成等事務処理 ⑥ 他補完業務	左記①～⑥につき実績件数をそれぞれ算出し合計する。	のべ 3,614 件
酒田商工会議所	① 小規模事業者の経営分析 ② 小規模事業者の事業計画策定支援 (連合会⑤に類似)	左記のうち ② 事業計画策定指導した支援者数	64 件 (24 件)
新庄商工会議所	③ 地域経済等の情報収集分析提供		63 件 (30 件)

米沢商工会議所	④ 販路開拓支援事業の手續等支援 (連合会②に類似)	(うち策定者数)	99件 (99件)
合計 件数			3,840件
支援員1人あたり件数 (÷9人)			426.6件/人

商工会連合会の支援業務内容と商工会議所の支援業務内容は部分的に類似するのみであり、実績件数も商工会連合会がすべての支援業務ののべ件数であるのに対し、商工会議所は事業計画策定支援業務のみを対象としているため、これを合計して目標値と比較しても意味がない。

当補助金は過去3期において目標値よりも大幅に下回った実績であるにもかかわらず補助金額は同額かつ上限額での交付となっており、渡し切りの補助金となっていないか、その効果測定における実績値の分析が重要と考える。

県は補助金の正確な効果測定を行うために、目標値および実績値に係る単位は明確にすべきである。【指摘事項】

なお参考までに、監査人は唯一すべての交付先の実績件数が把握できる指標である、事業計画策定にかかる支援者件数を対象として、当補助金の事業計画策定支援者1件あたりの補助金額につき分析を行った(次表参照)。

表：事業計画策定支援者 1件あたり補助金額

	補助金額 (円)	事業計画策定 支援者 (件)	一件あたり補助金額 (円/件)
県商工会連合会	18,144,000	602	30,139
酒田商工会議所	2,424,000	64	37,875
新庄商工会議所	2,424,000	63	38,476
米沢商工会議所	2,424,000	99	24,484
合計 (平均)	25,416,000	828	30,695

29 やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金

(補助金等の概要)

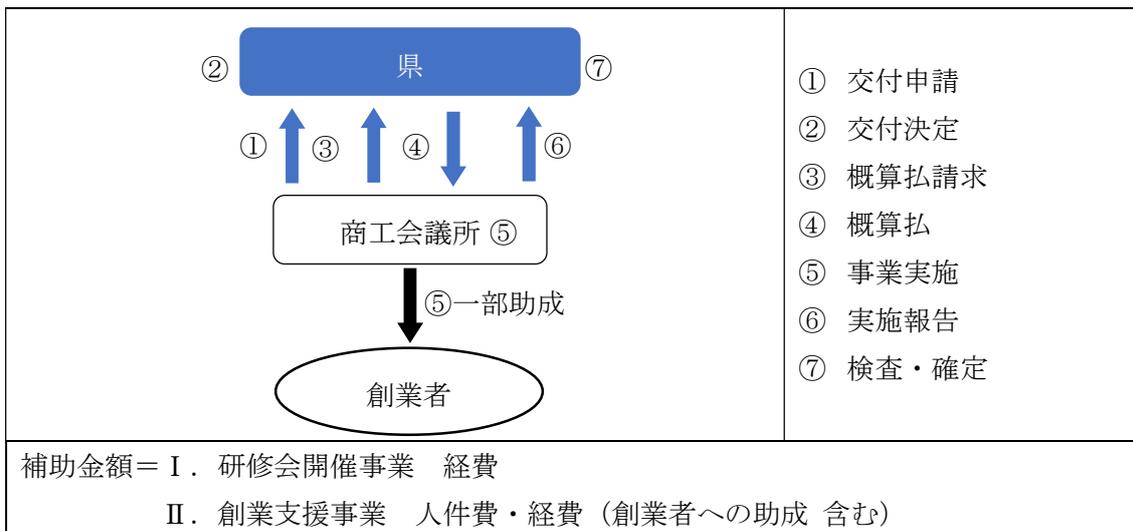
補助金等の名称	やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金
所管部課	商工労働部中小企業振興課
創設年度	平成25年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成28年度、平成29年度、平成30年度
補助金等の目的	創業支援ネットワーク構築による県内の新規創業者を支援するため

補助対象事業の概要	I 研修会開催事業 II 創業支援事業（一部、創業者への助成事業II①）			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	7 商工会議所			
補助金等の算出方法	補助対象経費の10分の10			
補助対象経費	I ①研修会開催事業費（経費） ② 創業支援ネットワーク活動事業費（経費） ③ 創業支援ネットワーク広報費（経費） ④ 事務費（経費） II ①創業経費助成事業費（人件費、設備費、経費） ②審査会開催事業費（経費） ③創業支援事業広報費（経費）			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	35,986	37,647	38,749	39,077
決算額	32,478	31,535	33,961	—
(財源)				
一般財源	17,456	16,856	18,063	—
国庫	15,022	14,679	15,898	—
その他	—	—	—	—
交付先数	8	7	7	—
決算額÷交付先数	4,059	4,505	4,851	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	創業助成金採択件数			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値		65	65	65
成果実績		70	73	62

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 補助金の実施報告に関する補助金交付要綱整備の検討

商工会議所から提出された補助事業に係る実施報告書において収支精算書が添付されているが、事業区分ごと金額が記載されているのみであった(下記「記載例」参照。)

「記載例」別記様式第2号 収支精算書（支出の部のみ）

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	(精算額)	(比較増減)	備考
Ⅰ 研修会開催事業	1,038,483	1,029,983	△8,500	
Ⅱ 創業支援事業	11,689,304	11,659,304	△30,000	
合計	12,727,787	12,689,287	△38,500	

一方、補助金交付要綱別表及び同事業実施要領では事業区分経費区分ごとに、どのような内容の経費等が補助金の対象になるか、次のように明記している。

補助金交付要綱 別表より抜粋

事業区分	補助対象経費		補助金の額
	経費区分	内容	
Ⅱ 創業支援事業	創業経費 助成事業	商工会議所が行う、新規創業者の初期経費に対する助成に要する経費であって、当該実施事業内容から知事が必要と認めた経費	補助対象経費の10分の10

助成対象経費		助成率	助成期間
事業区分	内容		
創業支援事業	創業に必要な公官庁への申請書類作成等に係る経費、人件費、店舗等借入費、リース費、設備費、消耗品費、旅費、市場（マーケティング）調査費、広告宣伝費、委託費及びその他知事が必要と認める経費	①中心商店街空き店舗活用型 助成対象経費の3分の2以内とし、助成上限額は150万円とする。 ②UI ターン型 助成対象経費の3分の2以内とし、助成上限額は100万円とする。 ③女性創業型 助成対象経費の3分の2以内とし、助成上限額は50万円とする。 ④一般型 助成対象経費の2分の1以内とし、助成上限額は75万円とする。	交付決定の日から6箇月以内

補助金交付要綱が求める実施報告書の添付書類である収支精算書（別記様式第2号）は補助対象区分のみの記載を求めているが、それでは1行のみの記載であり交付された補助金に対する使途が具体的な実施報告とはなっていない。

収支精算書には、補助金交付要綱に規定されている経費区分ごとに金額を明記することが必要と考える。【意見】

30 企業振興公社運営費補助金 （補助金等の概要）

補助金等の名称	企業振興公社運営費補助金
所管部課	商工労働部中小企業振興課
創設年度	平成6年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	中小企業の総合支援機関である県企業振興公社の事業活動の促進を図るため
補助対象事業の概要	運営に係る人件費・経費
補助金等の分類	団体運営費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県企業振興公社運営費補助金交付要綱

補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人山形県企業振興公社			
補助金等の算出方法	知事が別に定める補助対象経費ごとの上限額と当該経費の実支出額とのいずれか低い額の合計額			
補助対象経費	(1) 人件費 イ 常勤役員：俸給、期末手当及び福利厚生費 ロ 一般会計に属する補助対象職員：俸給、扶養手当、寒冷地手当、通勤手当、期末手当、超過勤務手当、福利厚生費及び福利環境整備費 (2) 会計処理システムリース料 (3) 大規模修繕積立費 (4) 維持管理経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	84,843	84,440	84,797	84,716
決算額	84,843	84,440	84,797	—
(財源)				
一般財源	84,211	84,440	84,797	—
国庫	—	—	—	—
その他	211	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	84,843	84,440	84,797	—

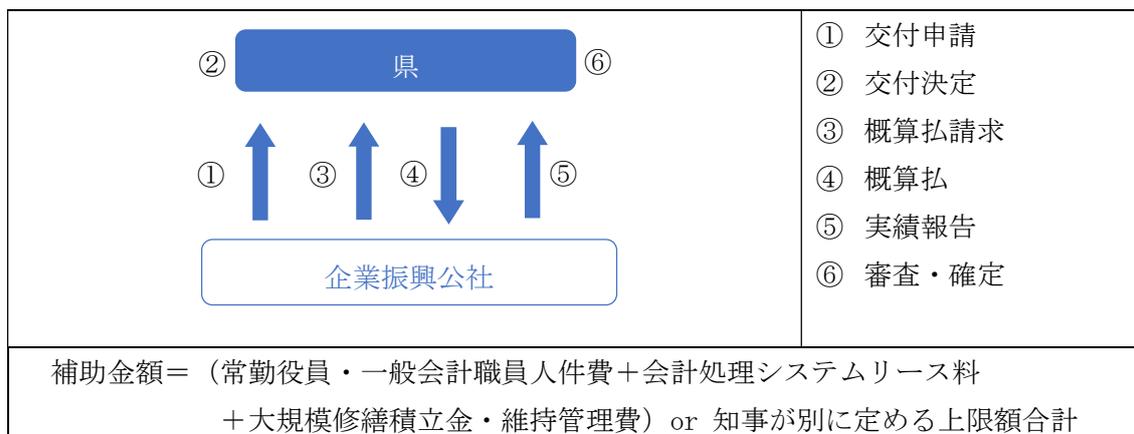
(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	公社の会員数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	現状維持	現状維持	現状維持
	成果実績	431	425	392

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	有	経営基盤強化体制整備事業費補助金他
業務委託契約の有無	有	県産業創造支援センター指定管理他
人的関係の有無	有	県職員の派遣、県職員の退職者が団体等の役員に就任

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について

当補助金の補助対象経費には、常勤役員である理事長、常務理事及び常勤理事の人件費が含まれており、平成 30 年度は当該対象経費に対する補助金として約 15 百万円が交付されている。

国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）「Ⅲ. 補助金等の見直し」より抜粋

(中略)

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自立的な経営に向けた努力を行っていることを確認して必要額の補助を行うべきものである。

そのため、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。

よって、運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。【意見】

なお、県企業振興公社の経営及び財務状況は次表のとおりであり、平成30年度は7百万円の一般正味財産増減額（一般企業でいう当期純利益）を計上し、正味財産は1,434百万円となっている。

正味財産増減計算書 (単位：千円)		貸借対照表 (要約) (単位：千円)	
科目	決算額	資産の部	決算額
I 一般正味財産増減の部		流動資産	2,544,636
1. 経常増減の部		うち現預金	768,380
(1) 経常収益計	1,154,409	うち割賦設備	1,355,227
うち事業収益	599,089	固定資産	1,283,155
うち受託収益	324,978	(1) 基本財産	50,000
うち受取補助金等	177,772	(2) 特定資産	520,939
うち受取負担金	34,637	(3) その他固定資産	712,215
(2) 経常費用計	1,162,500	うち建物	168,346
事業費	1,137,791	うち投資有価証券	489,579
管理費	24,709	資産合計	3,827,792
当期経常増減額	△ 8,091	負債の部	
2. 経常外増減の部		流動負債	89,881
(1) 経常外収益計	16,845	固定負債	2,303,501
(2) 経常外費用計	994	うち県借入金	1,502,418
当期経常外増減額	15,851	うち県借入金（機構分）	445,735
当期一般正味財産増減額	7,759	うち退職給付引当金	118,435
II 指定正味財産増減の部		負債合計	2,393,382
当期指定正味財産増減額	-	正味財産の部	
		指定正味財産	175,230
		一般正味財産	1,259,179
		正味財産合計	1,434,409
		負債及び正味財産合計	3,827,792